

官報

号外 昭和三十三年四月一日

○第二十八回衆議院會議録 第二十四号

昭和三十三年四月一日(火曜日)

議事日程 第十九号

昭和三十三年四月一日

午後一時開議

第一 地方税法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議員河野金昇君逝去につき院議を
もつて弔詞を贈呈することと
し、その弔詞は議長に一任する
の動議(佐藤觀次郎君提出)

最近の政府の労働対策に関する緊
急質問(山口丈太郎君提出)

日程第一 地方税法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

地方自治法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

社会福祉事業法の一部を改正する
法律案(内閣提出、参議院送付)

工業用水道事業法案(内閣提出)

午後一時二十三分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を
開きます。

議員河野金昇君逝去につき院議を
もつて弔詞を贈呈することと
し、その弔詞は議長に一任する
の動議(佐藤觀次郎君提出)

○議長(益谷秀次君) 御報告いたすこ
とがあります。議員河野金昇君は去る
三月二十九日逝去されました。まこ
とに哀悼痛惜の至りにたえません。

この際、弔意を表するため、佐藤觀
次郎君から發言を求められておりま
す。これを許します。佐藤觀次郎君。

〔佐藤觀次郎君登壇〕

○佐藤觀次郎君 ただいま議長から御
報告になりました故衆議院議員四位
勲二等河野金昇君に対し院議をもつて
弔詞を贈呈し、その弔詞はこれを議長
に一任するの動議を提出いたします。

私は、ここに、諸君の御同意を得
て、議員一同を代表し、つつしんで哀
悼の辭を申し述べたいと存じます。

河野君は、かねてから病氣のため療
養に努めておられたのでありますが、
去る三月二十九日、心臓障害のため突

如逝去いたしました。まことに驚愕
悲痛きあまりないものがあります。私
は年少の君のために追悼の言葉を述べ
ようとは夢想だにもしなかったことと
ありますが、思えば感無量なものがあ
ります。

河野君は、明治四十三年二月、愛知
県尾西市の朝日に生まれ、長じて名古
屋市立商業学校を卒業、早稲田大学専
門部政治経済科に進まれました。君
は、早くから志を政治に抱き、在学中
より中野正剛先生に私淑し、また、学
生委員となつて大いに活躍されたので
あります。

昭和八年同校卒業後、国民同盟政策
研究俱樂部員となり、政策の調査立案
に従事されたのでありますが、昭和十
五年には東方会に入り、組織宣伝部員
として党勢の拡張に活躍されたのであ
ります。昭和十七年には武蔵野書房を
創立し、その経営に当られ、また、み
ずから筆をとり、「濠洲発達史」、
「北越草莽維新史」、「雷撃」等の書を著
わされたのであります。昭和十八年
秋、東条軍閥による東方会への大弾圧
が行われた際、君は中野先生初め同志

とともに検挙の厄にあひ、半年の長き
にわたり獄舎の辛苦をなめられたので
あります。

君は、戦後、東久邇宮内閣の囑託と
なり、当時、混乱期に際し、よく民意
の反映に貢献するところがありまし
た。

昭和二十一年四月の第二十二回衆議
院議員総選挙には、祖国再興の熱意に
燃えて、郷里の愛知県第一区より勇躍
出馬、三十六才の若さをもつて、みこ
と当選の榮を得られ、直ちに三木武夫
君とともに協同民主党の結成に参画さ
れたのであります。自來、国民協同党、
国民民主党、改進黨、日本民主党を経
て現在の自由民主党に至られ、連戦し
て当選すること七回、在職十一年十一
カ月に及んでおられます。

本院にあつては、君は、予算委員、
公職選挙法改正特別委員、通商産業委
員等として、終始、真摯な態度をもつ
て國政の審議に当り、ことに第二國
会から第四國會に至るまでは、海外同
胞引揚の特別委員長の重任に選ばれて
在外同胞の引き揚げの促進に成果を取
り、また、昭和二十六年十月には本院よ
り英國に派遣せられ、選挙制度及び選
挙施行状況をつぶさに調査視察して、
翌年の公職選挙法の改正に大きな寄与
をいたされました。

昭和三十三年三月、第二次鳩山内閣の
運輸政務次官となり、三木運輸大臣を

助けて、運輸行政の刷新に多大の努力
を払われたのであります。

君は、また、党にあつては、協同民
主党遂進部長、国民協同党常任中央委
員、国民民主党副幹事長、改進黨副幹
事長、日本民主党総務等の要職を歴任
し、現に自由民主党の相談役として、近
來とみに円熟味を加えたその重厚なる
人柄で次第に僚友の厚い信頼をかち得
ておられました。かくして、君は、戦
後十余年間のわが国民民主政治の発達
の上にきわめて顕著な功績を残されたの
であります。

河野君は、一面、人格高潔、すこぶ
るまじめな性格であり、かつ正義感に
燃え、不自由の身でありながら、まれ
に見る努力家でありました。常に不撓
不屈の信念を持し、その烈々たる気魄
で物事に当られたのであります。しか
も、日ごろ清貧に甘んじ、信義を重ん
じ、また、公私多端なる生活の中に
あつても常に郷土のためをはかり、ま
た、後進子弟の指導誘掖に煩をいとわ
ず努力を続けられました。されば、郷
党の人士の深く敬愛するところとな
り、その信望を一身に集めておられた
のであります。

君は、若いころより雄弁家の誉れ高
く、商業学校時代、県下の弁論大会に
おいて優勝されたこともあったと聞い
ております。

顧みれば、君は、去年の三月、昭和
三十二年度総予算の本院通過に際し、

昭和三十三年四月一日 衆議院會議録第二十四号 最近の政府の労働対策に関する山口丈太郎君の緊急質問

四一四

自由民主党を代表し、本壇上において賛成の討論を述べ、その論議は別として、堂々たる論陣を張り、与党から万雷の拍手を浴びたことは、思えば君の多年にわたる輝かしい政治生活を飾った晴れの舞台であり、(拍手)君もまたそれが得意のようでありました。「なかなか上でできたよ。ただ、大物になった君が反対党たるわが党の悪口を言うたのは少し蛇足で惜しかった」と言ふと、「佐藤君、仲間からも今度はほめられたよ。君の党の人からも上でできたと言われたが」と、にこにこしていた君の姿が、今ほろふつとして私のまぶたに浮ぶのであります。

昨年の六月、不幸病魔に侵され、名古屋大学病院に入院されたとき、その退院の一日も早からんことを祈っていました。が、政局の帰還あわただしいものがある昨今、君が病床から起きて廊下を散策するまでに回復されたと承り、心から安心していたのであります。数日前も本院の廊下で三木武夫君に会い、「病気の河野代議士をよろしく頼む。今度の選挙には僕も応援に行くから」という、君を思ふ切なる友情のこもった言葉もむだとなつたのを思えば、まことに悲しいことでもあります。その病状に一喜一憂の変化もあり、前後十カ月にわたる闘病も、御家族の手厚い看護もむなしく、ついに全快を見るに至らなかったのは、痛恨きわまりない次第であります。

君、よわいまだ四十八才。国家多難の折柄、君が台閣に列し、多年の抱負を遂行するの期に際し、その天寿を全うせず、前途なお春秋に富む身を卒然として不帰の客となられたことは、本院にとり、また邦家にとり、返す返すも残念しごくであります。

ここに、いささか君の生前の事績を追憶し、その風格をしるび、御冥福を心からお祈りいたしまして、追悼の言葉といふ次第であります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) ただいま佐藤君から提出されました動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、動議は可決せられました。

ここに、議長の手元において起草いたしました文案があります。これを朗読いたします。

衆議院ハ多年憲政ノ為ニ尽瘁セラレタル議員從四位勲二等河野金昇君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

最近の政府の労働対策に関する緊急質問(山口丈太郎君提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、山口丈太郎君提出、最近の政府の

労働対策に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

最近の政府の労働対策に関する緊急質問を許可いたします。山口丈太郎君。

「山口丈太郎君登場」

○山口丈太郎君 私は、日本社会党を代表して、現に発展しつつある労資関係諸問題に関し、若干の質問をなさんとするものであります。(拍手)

すでに御承知の通り、地方鉄道、軌道及びバス関係の労資問題は、いよいよ深刻の度を加えつつあります。この賃金引き上げ要求に参加している組合は、百二十二組合であります。これら私鉄労働組合が毎年賃上げを繰り返すと非難されるのでありますが、これには、その原因を突きとめる必要があると思ふのであります。

まず、給与ベースにこれを見ますと、私鉄労働者の全国平均ベースはわずかに一万七千九百円、バス企業は一万三千七百円あります。今問題となっている大手十三社にとって見ても、基準賃金は一万八千七百円にすぎません。しかも、戦前は毎年三月の年度がわりには昇給制度を実施して

いたのが大多数の会社でありましたが、今では定期昇給制度を実施していない会社が大多数であります。従つて、組合から賃金の改訂要求がなければ何年でも、職階は上つても給与は上らないという変則状態にあるのであります。これが毎年春に賃金改訂要求をされる原因であります。

組合では、今回も一月以降の賃金引き上げを要求し、調停申請がなされたのであります。中央労働委員会では意見の一致を見ず、公益委員である中山あつせん案が示されたのであります。このあつせん案は平均一千円の賃上げを勧告したものであります。会社側は受諾、組合側は、政府みずからも認めてくれるように、本年下期には経済事情は上昇する、昨年と本年上期との経済事情の変化はない、また、会社収入の伸びは順当で、毎期の自然増収率は八割ないし一五割を示しているなどから、昨年並みの引き上げを認められていないとして拒否したのであります。

経協と私鉄連との間の交渉に暗影が見え始めたのであります。すなわち、自由民主党は、この二社の解決を見て、直ちに円満解決した東急の首脳部を呼び、かかる解決策をとるならば申請中の運賃値上げ及び必要社債のワクを許可しないと言ひ、また、私鉄経協別所常務理事及び未解決会社幹部を呼び出し、同様の旨を言ひ渡したといふのであります。これを裏書きするかのごとく、河野経済企画庁長官は、今月二十二日の新聞記者会見において、同様の言明をしておるのであります。

まず、私は岸総理に伺ひたい。少くとも現内閣の経済閣僚の一員として、また与党の大幹部としての河野長官が、かかる発言を公けにするからには、岸内閣は、この私鉄争議に対する労働対策として、かかる方針を決定されたのであるかどうか。内閣の決定にあらずとも、閣僚の一員がかかる重大なることを、しかも争議中に発表し、かつまた、それが真意であるとするならば、はなはだしき権力の乱用であり、いたずらに労資紛争を激化させる不当なる政府干渉であると思ふが、どうか、首相の所信をお伺ひしたい。

このように、政府、与党の激しい干渉の中にあつても、なお個別交渉を継続し、困難を乗り越えて、今まで、昨年または昨年以上の額で妥結した組合は、傘下百二十二組合の八〇%にも達しており、このうち昨年以上の額で妥

結した組合は三三%に達しておるの

あります。この愛結した中には自民党の代議士諸君の社長をしておられる会社も含まれておるのであります。また、これら大多数の会社は、すでに運賃値上げの許可済みの会社が多いのであります。本気で昨年を上回る愛結会社に制裁を加えるとなれば、これらの会社をどうしようというのであります。か、承わりたいのであります。(拍手)また、聞くところによれば、この春の賃上げ闘争を利用して紛争を長期化せしめ、来たるべき総選挙を有利に導かんとするところの策動とも解される言動があるが、首相はかかる事態をどう考えておられるか、承わりたいのであります。

次に、河野長官に尋ねますが、経済企画庁は日本産業企画の心臓部をつかさどる重要な官庁であります。この長官がかかる行動をとられることは、労資紛争を激化させ、かつ長期化させるのみであり、一種の争議挑発的役割を持つものと申さねばなりません。(拍手)自己の行動をどう考えられるか。また、過般申請をいたした私鉄経営者の運賃値上げについては、河野長官は反対の急先鋒であつたと聞いていますのであります。その長官が、労資紛争の取引に、かかる問題を利用することとは、まことに言語道断の行為であると申さねばなりません。(拍手)河野長官の真意を伺いたいのであります。

私鉄経営者は、運賃値上げを申請す

る一方、輸送力増強を政府からも要請され、これを実行しているのではありません。これらのことは、私鉄経営者の政府に対する弱点となつていゝといえましよう。もし、政府がこの弱点をとらえて、これを有力なる条件として、労資問題にぐちばしを入れるのは、まことに卑怯千万といわねばなりません。一方において紛争を長期化して大衆に損害を与え、その褒賞の意味で運賃の値上げを許すとすれば、国民大衆こそ最大の被害者であるといわねばなりません。(拍手)首相並びに運輸大臣は、この事態にいかにか処せられるおつもりであるか、明快に御答弁願いたいのであります。

次に、中労委のあり方について労働大臣に伺いたい。それは、三者構成の調整機関たる中労委が、ややもすれば、公益委員のみの独断によって、安易にあつせん案を提示していることである。労資の意見一致せざる場合の便宜措置でありましようが、このようない便宜措置では、問題を解決することとは困難であります。昨年来、労働大臣のとおられる労働行政は、過般の国鉄を初めとする公企労関係においても、きわめて強引な態度をとつておられるのであります。労働問題等は単なる処罰や権力の不当なる介入によつて解決さるべきものではないのであります。しかるに、石田労働相は、事

あるごとに労組に対決的な態度をもつ

て臨んでおられるのであります。私鉄の問題に限らず、今日生起している労資紛争のすべてに対して、強圧的権力の介入の度合いはますます激しさを加えております。昨年来、国鉄労組組合を初め、機関車労組に対しても、公社側のとつた態度は、必ずしも公社側の自主的な決裁に基くものとは思われなない幾多の言動を見聞しているのではありません。また、最近では、全通を初め各公社に対しても多数の犠牲者を準備中であるやに伝えられているのであります。最近、政府の態度を反映した公社が、いたすらに労組に対して対決的態度を持し、事あるごとに事態を誇大化し、警官の出動等を要請して、至るところで流血の惨事をすら見るに至つており、目をおおわしめるものがあります。かかることはすみやかに改め、不当なる権力介入を中止すべきであると思ふが、どうか。(拍手)

また、最近、公労法関係労組の調停は不能となり、仲裁裁定に付され、近くこの裁定がなされようとしている由聞いている。このときに當つて、政府はいかなる態度をとつてゐるのか。仲裁委員の公正なる自主的判断を阻害するような態度をとつてゐるのではないかと、労働大臣及び郵政大臣の所信をただしておきたいのであります。(拍手)次に、運輸大臣に伺います。今回の私鉄の労働争議に當つてとられてい

る自民党及び河野長官の経営者に対

する不適當なる態度に加えるに、さらに運輸省同本民営鉄道部長もまた、あつせん案を上回る愛結をした場合は私鉄運賃等の値上げは一切これを認めないとの通達を出しているといわれているのであります。これは政府権力の民間経営に対する許すべからざる越権的不當干渉行為であります。(拍手)所管大臣たる運輸大臣は何ゆゑかかる干渉をなさしめてゐるのか、その理由を明示願いたいのであります。われわれは、現在、私鉄の経営内容より見て、正當なる資金を認めても、運賃を値上げする必要はないものと認め、反対してきたのであります。運輸大臣もまた、私の在任中は運賃値上げを認めないと、運輸委員会において答弁せられてゐるのであります。しかるに、与党の一部のみならず、運輸省内においてすら運賃値上げの策謀があることは、これによつて明らかであります。

これでは運輸大臣の態度と全く異なるばかりか、運賃値上げや起債など、政府の持つてゐる権限のすべてが労資問題に持ち込まれる結果となり、運輸大臣の責任はきわめて重大であります。私は、この際、運輸大臣の責任を追及するとともに、所信を明快にされんことを望みます。(拍手)次に、大蔵大臣に伺いたい。去る三月二十一日夜、交渉妥結の寸前に至り、突然、大蔵省側から、これら会社

幹部に対し、中央から指示した千円以

上で受結すれば融資、社債の発行許可を停止するとの通達を發し、妥結を妨害したといわれております。先に述べた運輸省民鉄部長名通達とともに、許すべからざる政府当局の越権行為でありまして、私は大蔵省の態度は理解に苦しむものであります。大臣の責任を強く追及するとともに、所信を明らかにしていただきたいと思ふのであります。

いずれにしても、労資問題の解決に當り、これに時の権力が不当に介入し、これを利用して、利益を壟断せんとすることは、民主政治を邪道に導くものであります。私鉄争議が、あくまでも依えらるる政府及び自民党の態度によつて長期化し、経営者は、先に述べたごとく、褒賞の意味で運賃値上げも起債も与えられるとすれば、国民は大きく政府与党の態度を非難するであらうと存じます。

以上をもつて私の質問を終わります。それぞれ大臣の明快なる御答弁を要請してやみません。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇〕

○国務大臣(岸信介君) 山口君の御質問に對してお答えを申し上げます。

從來、内閣は、私企業に対する争議につきましては、常に不干渉の立場を堅持いたしております。労組及び経営者側の自主的立場における円満なる妥

昭和三十三年四月一日 衆議院會議録第二十四号 最近の政府の労働対策に関する山口丈太郎君の緊急質問

結を望んでおられるのが、政府の根本的な方針であります。

言うまでもなく、この私鉄の争議は国民多数の人に影響するところが大きいのであります。私どもは争議が一日も早く解決せられることを望んでおります。長引くことは選挙云々というようなお言葉がありました。そういふことは政府として絶対に考えておりません。

なお、このあつせん案を上回るような妥結をした場合において、これに制裁を加える意思があるかというお話であります。そういふことは、もちろん政府としては考えておりません。私鉄の運賃値上げの問題は、言うまでもなく、輸送の確保、安全、また、これの一般利用者の利益が十分に守られるように、また、その経営が安定するように、あらゆる面を考へて値上げの必要ありやいなや、さらに一般物価との関係も考慮しなければならぬ問題でございまして、もちろん各般の事情を考へて決定するものであります。従つて、労働条件とだけ単純に關係するものでないことは言うを待ちません。ただ、労働条件を改善し、その賃上げ等におきましても、相当労働者側の意見をいれるということは、経営者側においても、その経営の内容が安定をいたしてあり、そういうことをいれ得ることは、内容のいいというを示してある一つの証左には私はなると思ひま

す。そういう意味におきまして、相当に労働条件も改善できるような経営内容を持つておる会社におきましては、多くはこの料金の値上げをする必要もなくして、その私鉄会社の使命を達成し得るような場合が私は多からうと思ひます。そういうことは事実でありましようが、しかし、労働条件について、賃上げの妥結いかんによつて、政府がそれだけの理由で値上げを認めないとか、あるいは輸送の確保のための設備改善や、あるいは輸送力の増強というこのために必要な資金を世話しないといふような制裁を加えるといふことは、政府としては全然考へておらないのであります。(拍手)

〔国務大臣河野一郎君登壇〕
○国務大臣(河野一郎君) お答えいたします。

ただいま総理大臣から詳細お話がありましたように、私もそのお答えと全く同様でございます。ただ、私は経済企画庁長官といたしまして、今日の物価政策からいたしまして、物価を現状に安定させて参りたいという趣旨から、これら私鉄その他の運賃の上ることは極力避けるよう、従来お願いして参つたのでございまして、ところが、私鉄各社から、会社の経営内容等に準拠いたしまして、値上げの必要を強く言ひてこられたことも、御承知の通りであります。が、その間になんとか政府の政策に御協力願うようにやつて参つ

た際に、先般の中労委の裁定がありました際に、これは決して介入するとか何とかいふことは毛頭考へておらないのでございまして、大方の条件を勧案せられまして、ここに中労委の裁定案が出たといふことを私は拝見しておりましたときに、両社がこの裁定を非常に上回つて妥結ができた、けつこうなことだと私は考へました。

しかし、その反面において、この両社の会計内容が非常に優秀なものであらうといふことも想像ができたのでございします。そういうふうに会計内容が優秀であれば、さらに引き続き、こういう会社は、一般利用者の立場に立つて考へるときに、なるべく利用者の立場にも有利にやつていっていただきたいものではないかと深く考へました。

これは、今般の東北その他の電力の値上げの問題について、社会党の各位が値上げ絶対反対と御決議になった趣旨と、私は気持は全く同じでございします。(拍手)

〔国務大臣中村三之丞君登壇〕
○国務大臣(中村三之丞君) 私鉄の争議につきましましては、その自主的解決を期待し、運輸省はこれに介入すべきものではないという態度をとつておることとは、御承知の通りであります。大私鉄の運賃値上げは、物価低位安定のため、これをストップしたして持っております。今これを解除する考へは持っておりません。(拍手)われわれは、争議と運

賃値上げとは関連して見るべきものでない、こういう考へを持つておる次第でございします。(拍手)

〔国務大臣石田博英君登壇〕
○国務大臣(石田博英君) お答えを申し上げます。

中央労働委員会が労、使、公益三者によつて構成されておりました、その三者の協議によつて労働関係の争議を予防し、あるいはこれを解決いたしまして、産業平和の確立と経済の発展に寄与することを期待しております。これは、これは労働法の基本的な考え方でございます。従つて、でき得れば三者の意見が一致するような事態まで努力を継続されることが望ましいことであることは言うまでもないのであります。が、しかし、一方、今回の場合のように、スケジュールがすでに組まれておりまして、そして、そのスケジュールの終点がまわつていようなものでございしますから、労使の意見が一致するまで待つわけには参らない場合もございします。そういう場合には、やむを得ず、公益の立場を代表する委員の方々が、労使双方の主張を十分勧案をいたしまして、あつせん案を示し、それに基いて労使争議を解決するように勧告をいたしますことも、これはやはり労働法の精神にかなりものと考へます。また、第三者の立場の公益委員のあつせん案を尊重されて、そして労使の間

題が解決されることが望ましいと考へている次第でございします。

それから、私どもの労働行政が、ことごとくに、権力をたてにとつて圧迫を加えるというお話でございしますが、私ども政府は、なすべき義務を明確に実行することによつて労働者諸君にも法規の順守を求め、これによつてよき慣行を作り上げていこうとするのであります。(拍手)たとえば、仲裁裁定の完全実施、あるいは超過勤務手当の支払い、その他政府のなすべき義務は今日まで確実にやつて参りました。

また、今回職権仲裁を請求いたしましたことにつきまして、その仲裁が裁定された場合におきましては、政府はどういう態度をとるか、という御質問でございしますが、今までしばしば申しておりました通り、また、職権仲裁を請求いたしましたときに明らかにいたしました通り、仲裁裁定は完全に実施することは当然でございします。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕
○国務大臣(田中角榮君) お答えいたします。

合法にして正常な労働運動の発達を願つていふ私でございますから、労働運動の不当干渉となるような警察権の介入は不当にいたしておりません。先般来の警察官の出動は、違法行為の未然防止と、組合運動が行き過ぎて公安を害したり、社会秩序を乱さないための予防措置として、最小やむを得ない限

度のものであることを御了承願います。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 大蔵大臣は出席されておられますので、その答弁は適當な機会に願うことといたします。

日程第一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、日程第一とともに、内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案を追加して、両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日程第一、地方税法の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長矢尾喜三郎君。

地方税法の一部を改正する法律案

右
 国会に提出する。

昭和三十三年二月二十二日
 内閣総理大臣 岸 信介

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 自転車荷車税」を「第三節 軽自動車税」に改める。

第五條第二項第三号を次のように改める。

三 軽自動車税

第二十三條第一号中「所得税法昭和二十二年法律第二十七号。当該年度の初日の属する年の前年の所得について適用されたものをいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。」の規定によつて納付すべき所得税額をいい、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)を「所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)その他の所得税に関する法令(当該年度の初日の属する年の前年の所得について適用されたものをいう。以下道府県民税について同じ。)」の規定によつて納付すべき所得税額を含むものとし、同法」に改め、同条第二号中「法人税法」の下に「その他の法人税に関する法令」を加え、「同法第十條」を「法人税法第十條」に改める。

第七十二條の十七第一項ただし書中「第五項」を「第七項」に改める。

第七十二條の二十五第二項ただし書中「その決算の確定した日から二十日以内」を「その指定した日まで」に改める。

第七十二條の四十八第二項ただし書中「第三項から第七項」を「次項から第八項」に改める。

第七十二條の五十第二項中「第十一條の三」を「第十一條の四」に改める。

第四百四十五條第一項中「自動車」の下に「(軽自動車税の課税客体である自動車その他の政令で定める自動車を除く。以下自動車税について同じ。)」を加え、同条第三項中「第四百四十六條」を「次条第一項」に改める。

第四百四十七條第一項第五号及び第六号を削る。

第七百七十二條及び第七百七十三條を次のように改める。

第七百七十二條及び第七百七十三條 除

法令」を加え、「同法第十條」を「法人税法第十條」に改める。

第七十二條の十七第一項ただし書中「第五項」を「第七項」に改める。

第七十二條の二十五第二項ただし書中「その決算の確定した日から二十日以内」を「その指定した日まで」に改める。

第七十二條の四十八第二項ただし書中「第三項から第七項」を「次項から第八項」に改める。

第七十二條の五十第二項中「第十一條の三」を「第十一條の四」に改める。

第四百四十五條第一項中「自動車」の下に「(軽自動車税の課税客体である自動車その他の政令で定める自動車を除く。以下自動車税について同じ。)」を加え、同条第三項中「第四百四十六條」を「次条第一項」に改める。

第四百四十七條第一項第五号及び第六号を削る。

第七百七十二條及び第七百七十三條を次のように改める。

第七百七十二條及び第七百七十三條 除

第二百九十二條第一号中「所得税法第九條の規定によつて計算した」を「所得税法その他の所得税に関する法令(当該年度の初日の属する年の前年の所得について適用されたものをいう。以下市町村民税について同じ。)」の規定によつて計算した所得

税法第九條第一項の」に改め、同条第二号中「給与所得をいう。」を「給与所得(同条第二項において給与所得とみなされるものを含む。をいう。に改め、同条第四号ただし書中「第二百九十七條の規定にかかわらず、」を削り、同条第五号中「所得税法の規定によつて納付すべき所得税額をいい、租税特別措置法」を「所得税法その他の所得税に関する法令の規定によつて納付すべき所得税額をいう。ただし、租税特別措置法第四十一條の三第一項の規定によつて控除された所得税額を含むものとし、同法」に改め、同条第十号ただし書中「遺族年金」の下に「(恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五條第一項第二号に規定する場合の扶助料でその給与事由及び金額が当該遺族年金に準ずるものとして政令で定めるものを含む。)」を加え、同条第十一号中「法人税法」の下に「その他の法人税に関する法令」を加え、「同法第十條」を「法人税法第十條」に改める。

第二百九十七條中「所得税額等は、」の下に「この法律又はこれに基づく政令で特別の定をする場合を除くほか、」を、「所得税法」の下に「その他の所得税に関する法令」を加える。

第三百十五條各号列記以外の部分中「納税義務者の所得を所得税法」を

「納税義務者について、この法律又はこれに基づく政令で特別の定をする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令」に改め、「自ら」の下に「その所得を」を加える。

第三百十六條中「各納税義務者について所得税法」を「各納税義務者について、この法律又はこれに基づく政令で特別の定をする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令」に改める。

第三百四十一條第四号ただし書中「自転車荷車税の課税客体である自転車及び荷車」を「軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車」に改める。

第三百四十九條の三第三項中「第四條第二項」の下に「第五條第二項」を加える。

「納税義務者について、この法律又はこれに基づく政令で特別の定をする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令」に改め、「自ら」の下に「その所得を」を加える。

第三百十六條中「各納税義務者について所得税法」を「各納税義務者について、この法律又はこれに基づく政令で特別の定をする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令」に改める。

第三百四十一條第四号ただし書中「自転車荷車税の課税客体である自転車及び荷車」を「軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車」に改める。

第三百四十九條の三第三項中「第四條第二項」の下に「第五條第二項」を加える。

第三百四十九條の四第三項中「存続する市町村」の下に「及び新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)第二條第一項の新市町村で前年度の地方交付税の額の算定について同法附則第五項の規定の適用を受けたもの」を加える。

第三百六十四條第三項中「の範囲内」を「当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内」に、「徴収すること」を「それぞれ納期において徴収することができる。」に改め、「当該徴収することができる額」

「納税義務者について、この法律又はこれに基づく政令で特別の定をする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令」に改め、「自ら」の下に「その所得を」を加える。

第三百十六條中「各納税義務者について所得税法」を「各納税義務者について、この法律又はこれに基づく政令で特別の定をする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令」に改める。

第三百四十一條第四号ただし書中「自転車荷車税の課税客体である自転車及び荷車」を「軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車」に改める。

第三百四十九條の三第三項中「第四條第二項」の下に「第五條第二項」を加える。

第三百四十九條の四第三項中「存続する市町村」の下に「及び新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)第二條第一項の新市町村で前年度の地方交付税の額の算定について同法附則第五項の規定の適用を受けたもの」を加える。

第三百六十四條第三項中「の範囲内」を「当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内」に、「徴収すること」を「それぞれ納期において徴収することができる。」に改め、「当該徴収することができる額」

「納税義務者について、この法律又はこれに基づく政令で特別の定をする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令」に改め、「自ら」の下に「その所得を」を加える。

第三百十六條中「各納税義務者について所得税法」を「各納税義務者について、この法律又はこれに基づく政令で特別の定をする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令」に改める。

第三百四十一條第四号ただし書中「自転車荷車税の課税客体である自転車及び荷車」を「軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車」に改める。

第三百四十九條の三第三項中「第四條第二項」の下に「第五條第二項」を加える。

第三百四十九條の四第三項中「存続する市町村」の下に「及び新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)第二條第一項の新市町村で前年度の地方交付税の額の算定について同法附則第五項の規定の適用を受けたもの」を加える。

の下に「の総額」を加え、同条第四項中「固定資産税を徴収した」を「固定資産税を賦課した」に、「すでに徴収した固定資産税額が満たない」を「すでに賦課した固定資産税額が満たない」に改め、同条第五項中「国庫出納金等端数計算法」を「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に改め、同条第六項第二号中「徴収した」を「賦課した」に、「当該仮算定税額」を「すでに徴収した仮算定税額」に改める。

第三百六十四条の二を次のように改める。

(仮算定税額に係る固定資産税の修正の申出等)

第三百六十四条の二 前条第三項の固定資産に係る当該年度分の固定資産税額が仮算定税額の二分の一に相当する額に満たないこととなると認められる場合においては、同項の規定によつて当該固定資産に係る固定資産税を徴収されることとなる者は、同条第五項の徴税令書の交付を受けた日から三十日以内に市町村長に同条第三項の規定によつて徴収される固定資産税額の修正を申し出ることができ

2 前項の規定による修正の申出があつた場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市町村長は、当該固定資

産に係る当該年度分の固定資産税額の見積額を基礎として、前条第三項の規定によつて徴収する固定資産税額を修正しなければならない。

3 第三百七十条第二項、第四項、第八項及び第九項の規定は、前二項の規定による修正の申出及び修正について準用する。

「第三節 自転車荷車税」を「第三節 軽自動車税」に改める。

第四百四十二条を次のように改める。

(軽自動車税に関する用語の意義)

第四百四十二条 軽自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 原動機付自転車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車のうち原動機により陸上を移動させることを目的として製作したものをいう。

二 軽自動車 道路運送車両法第三条にいう軽自動車をいう。

三 二輪の小型自動車 道路運送車両法第三条にいう小型自動車のうち二輪自動車(側車付二輪自動車を含む)をいう。

第四百四十二条の次に次の一条を加える。

(軽自動車税の納税義務者等)

第四百四十二条の二 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、主たる定置場所所在の市町村において、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があつた場合において売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、当該軽自動車等は、売主及び買主の共有物とみなす。

3 軽自動車等の所有者が次条第一項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合においては、第一項の規定にかかわらず、その使用者に対して、軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

第四百四十三条の見出し及び同条第一項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、同条第二項中「自転車及」を「軽自動車等」に、「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百四十四条から第四百四十五条の二までを次のように改める。

(軽自動車税の標準税率)

第四百四十四条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 原動機付自転車

イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの

年額 五百円

ロ 総排気量が〇・〇五リットルをこえ、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットをこえ、

〇・八キロワット以下のもの

年額 八百円

ハ 総排気量が〇・〇九リットルをこえるもの又は定格出力が〇・八キロワットをこえるもの

年額 千円

二 軽自動車 年額 千五百円

三 二輪の小型自動車 年額 二千五百円

2 前項各号の税率は、その税率を標準として当該各号に掲げる軽自動車等の種類によつて更に区分することができ

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第四百四十五条 軽自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

2 軽自動車税の納期は、四月中旬において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(軽自動車税の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課徴収等)

第四百四十五条の二 軽自動車税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割をもつて、軽自動車税を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもつて、軽自動車税を課する。

3 第一項の賦課期日後に納税義務が消滅した場合においては、当該納税義務が消滅した者は、当該納税義務が消滅した日から三十日以内に、その旨を市町村長に申告しなければならない。

4 第一項の賦課期日後に納税義務が消滅した場合において、当該納税義務が消滅した者からすでに徴収した軽自動車税額が第二項の規定によつて課することができる軽自動車税額をこえるため当該軽自動車税額及びこれに係る地方団体の徴収金をその者に還付するときは、前項の規定による申告があつた日から起算して十日を経過した日に当該還付すべき税額及びこれに係る地方団体の徴収金の納付があつたものとみなして、第十八条第一項の規定を適用する。

第四百四十六条の見出し、同条第一項及び第二項中「自転車荷車税」を

「軽自動車税」に改め、同条第三項中「自転車又は荷車」を「軽自動車等」に、「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、同条第四項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百四十七条の見出し中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、同条中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、「納税義務者は、」の下に「第四百四十五条の二第三項に規定するもののほか、」を加える。

第四百四十八条の見出し中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「前条」を「第四百四十五条の二第三項又は前条」に改める。

第四百四十九条の見出し中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、「納税義務者は、」の下に「第四百四十五条の二第三項又は」を加える。

第四百五十条の見出し、同条第一項及び第三項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百五十一条の見出し中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百五十二条の見出し及び同条第一項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百五十三条（見出しを含む）、及び第四百五十四条（見出しを含む）中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百五十五条の見出し及び同条第一項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百五十六条の見出し、同条第一項及び第八項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百五十七条の見出し及び同条第一項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百五十八条の見出し中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百五十九条の見出し及び同条第一項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百六十条の見出し及び同条第一項中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百六十一条の見出し中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百六十二条（見出しを含む）中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

第四百六十三条の見出し中「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「自転車荷車税額」を「軽自動車税額」に改める。

第四百六十五条中「百分の九」を「百分の十一」に改める。

第四百八十九条第一項第九号の二（「スポンヂタンを含む。」）の下に「及びジルコニウム地金（スポンヂ

ジルコニウムを含む。）」を加え、同項第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 エチレン、ポリエチレン、エチレンオキサイド、エチレングリコール及びスチレン（揮発油、燈油若しくは軽油又は石油精製の際に発生する副生ガスを原料とするものに限る。）

第四百八十九条第一項第二十三号中「及び塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合物」を、塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合物、ポリエステル系合成繊維、テレフタル酸（ポリエステル系合成繊維の原料として用いられるものに限る）、アクリルニトリル系合成繊維及びアクリルニトリル（アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。）に改める。

第五百五十二条第一項中「百分の四」を「百分の二」に、「百分の五」を「百分の三」に改める。

第七百条の三に次の一項を加える。

2 軽油引取税は、前項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下同じ。）が軽油及び揮発油（揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条にお

いて揮発油とみなされるものを含む。）をいい、同法第十六条の規定によつて揮発油税を免除された揮発油を除く。以下同じ。）以外の炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対して、消費量（当該消費に係る炭化水素油にすでに軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費に係る炭化水素油の数量から、当該軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除して得た数量とする。）を課税標準として、当該自動車の主たる定置場所所在の道府県において、当該自動車の保有者に課する。

第七百条の十中「第七百条の四」を「第七百条の三第二項又は第七百条の四」に改める。

第七百条の十四中第一号及び第二号をそれぞれ第二号及び第三号とし、同条に第一号として次のように加える。

一 第七百条の三第二項の自動車の保有者にあつては、毎月十五日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税

額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該消費に係る自動車の主たる定置場所所在の道府県知事に提出すること。

第七百条の四十九第一項中「都道府県道」の下に「（当該指定府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総理府令で定めるものを除く。）」を加える。

第七百四十五条第一項中「第三百六十四条の二第一項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第三百六十五条を「第三百六十四条の二」に改め、「第三百六十四条の二第五項及び」を削る。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、軽油引取税に関する改正規定（第七百条の四十九の改正規定を除く。）は昭和三十三年五月一日から、電気ガス税及び木材引取税に関する改正規定は昭和三十三年七月一日から施行する。

(適用)

2 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、昭和三十三年年度の地方税から適用する。

(経過措置)

- 3 昭和三十三年一月一日現在において自動車荷車税の課税客体であつた自動車(原動機付自動車を除く。)及び荷車については、昭和三十三年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十一条第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新法第四百六十五条の規定は、昭和三十三年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用するものとし、同日前に係る分については、なお従前の例による。
- 5 改正前の地方税法の規定に基いて課した、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。
- 6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 (就替規定)
国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の施行の日の前日までの間は、新法第三百六十四条第五項中「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」とあるのは、「国庫出納金等端数計算法」と読み替へるものとする。

(関係法令の一部改正)

- 8 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。
第九十七条の二第二項中「自動車税の下に」又は「軽自動車税」を加え、「都道府県知事」を「当該地方公共団体の長」に改める。
- 9 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。
第三条の表中「自動車、自転車及び荷車」を「自動車税の課税客体である自動車(以下「自動車」という。並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車」という。))」に、「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、「軽油の引取」の下に「(地方税法第七百条の三第二項の規定により軽油引取税が課される軽油及び揮発油以外の炭化水素油の消費を含む。)」を加える。
- 10 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「自転車」を「原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車」に、「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

理由

地方税制の現況と国民負担の現状にかんがみ、自転車荷車税を廃止するとともに、これによつて生ずる市町村の減収を補てんするため、市町村たばこ消費税の税率を引き上げ、軽自動車及び二輪の小型自動車に対する課税を市町村に移譲し、原動機付自転車に対する課税とあわせて市町村税として軽自動車税を創設することとし、その他所得税において認められる貯蓄控除の措置は、道府県民税及び市町村民税の所得割には適用しないこととし、木材引取税の税率を引き下げ、軽油及び揮発油以外の炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合にも軽油引取税を課することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案
地方税法の一部を改正する法律案に対する修正

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

地方自治法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十三年三月十八日

内閣総理大臣 岸 信介

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第八十条の五第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前三項」に改める。

第二百二条の二に次の一項を加える。
農業委員会の任命する職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有するもの、法律又はこれに基く政令の定めるところにより市町村に置かなければならないものは、別表第六の通りである。

第二百七条中「第九十九条第五項」を「第九十九条第四項」に改める。
第二百三十四条第一項中「第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市」に改める。

別表第一第一号の三中「述べる」とを「述べ、地籍調査に関する都道府県計画及び事業計画を定め、事業計画に基く地籍調査を行う等の事務を行い、並びに市町村又は土地改良

良区等が行う地籍調査に要する経費の一部を負担すること」に改める。
別表第一第一号の五を第一号の七とし、第一号の四を第一号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

一六 東北開発促進法(昭和三十三年法律第百十号)の定めるところにより、開発促進計画に基く事業を実施すること。
別表第一第一号の三を第一号の四とし、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の定めるところにより、事業計画に基く事業を実施し、及び首都圏整備計画の決定、市街地開発区域の指定等について意見を述べること。
別表第一第二号を次のように改める。

二 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)の定めるところにより、国立公園に関する公園事業を執行する等の事務を行うこと。
別表第一第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の定めるところにより、婦人相談所を設置すること。
別表第一第二十六号の二中「又は農業用施設」を「農業用施設又は家

屋等」に改め、同号の次に次の三号を加える。

二十六の三 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)及びこれに基く政令の定めるところにより、第三種空港を設置し、及び管理すること。

二十六の四 駐車場法(昭和三十一年法律第六十号)の定めるところにより、その管理する道路(都道府県知事が管理する一級国道及び二級国道を含む。)について路上駐車場を設置し、及び利用に関する標識を設けること。

二十六の五 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の定めるところにより、都市公園の占用等の許可に関する事務を行い、都市公園の管理上必要な措置を講ずること。

別表第一中第二十八号の二を第二十八号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八の四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の定めるところにより、県費負担教職員の定数、給与等に関する条例を設けること。

別表第一第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の定めるところにより、日本道路公団の行方有料道路の新設又は改築に關し同意を与えること。

別表第一第二十九号の三中「学齢児童生徒」を「児童又は生徒」に改める。

別表第一第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 公立学校の学校の公務災害補償に関する法律(昭和三十一年法律第四十三号)の定めるところにより、その設置する学校の非常勤の学校の公務上の災害に對し補償を行い、及び市町村立の義務教育諸学校の学校医に係る当該補償に要する経費を負担すること。

別表第一第三十一号の次に次の三号を加える。

三十一の二 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)及びこれに基く政令の定めるところにより、義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費を負担すること。

三十一の三 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、夜間学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに夜間学校給食の運営に要する経費を負担すること。

別表第一第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の定めるところにより、日本道路公団の行方有料道路の新設又は改築に關し同意を与えること。

三十一の四 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第十八号)及びこれに基く政令の定めるところにより、盲学校、聾学校及び養護学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費を負担すること。

別表第二第一号(五)の次に次のように加える。

(六) 道路整備特別措置法の定めるところにより、日本道路公団の行方有料道路の新設又は改築に關し同意を与えること。(第二百五十二條の十九第一項の指定都市に限る。)

別表第二第二号中(二)の四を(二)の六とし、(二)の六の次に次のように加える。

(二)の七 東北開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基く事業を実施すること。

別表第二第二号中(二)の三を(二)の四とし、(二)の四の次に次のように加える。

(二)の五 国土調査法の定めるところにより、都道府県の定めた事業計画に基く地籍調査を行うこと。

別表第二第二号中(二)の二を(二)の三とし、(二)の次に次のように加える。

(二)の二 首都圏整備法の定めるところにより、事業計画に基く事業を実施し、及び市街地開発区域の指定等について意見を述べること。

別表第二第二号(六)を次のように改める。

(六) 削除

別表第二第二号(十)中「都道府県知事の指示に従い、」の下に「日本住血吸虫病の予防のための溝渠の新設の実施計画を作成し、並びに」を加える。

別表第二第二号(十二)を次のように改める。

(十二) 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の定めるところにより、市町村以外の者が水道事業を経営しようとする場合における当該水道事業の経営について同意を与え、及びその区域内に消火せんを設置した水道事業者に對し、その設置、管理等に要する費用を補償すること。

別表第二第二号(二十五)の次に次のように加える。

(二十五)の二 空港整備法及びこれに基く政令の定めるところにより、第三種空港を設置し、及び管理すること。

(二十五)の三 駐車場法の定めるところにより、その管理する道路(第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、市長が管理する一級国道及び二級国道を含む。)について路上駐車場を設置し、及び利用に関する標識を設けること。

(二十五)の四 都市公園法の定めるところにより、都市公園の占用等の許可に関する事務を行い、都市公園の管理上必要な措置を講ずること。

別表第二第二号(二十八)の次に次のように加える。

(二十八)の二 公立学校の学校の公務災害補償に関する法律の定めるところにより、その設置する学校の非常勤の学校の公務上の災害に對し補償を行うこと。

別表第二第二号中(二十九)の三を(二十九)の六とし、(二十九)の二の次に次のように加える。

(二十九)の三 学校給食法及びこれに基く政令の定めるところにより、義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費を負担すること。

(二十九)の四 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律及びこれに基く政令の定めるところにより、夜間学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに夜間学校給食の運営に要する経費を負担すること。

別表第二第二号中(二十九)の次に次のように加える。

(二十九)の二 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、夜間学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに夜間学校給食の運営に要する経費を負担すること。

別表第二第二号中(二十九)の次に次のように加える。

(二十九)の二 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、夜間学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに夜間学校給食の運営に要する経費を負担すること。

別表第二第二号中(二十九)の次に次のように加える。

(二十九)の二 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、夜間学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに夜間学校給食の運営に要する経費を負担すること。

別表第二第二号中(二十九)の次に次のように加える。

(二十九)の二 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、夜間学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに夜間学校給食の運営に要する経費を負担すること。

別表第二第二号中(二十九)の次に次のように加える。

別表第三第一号五十六中「決定し、
地方労働委員会の委員を任命し、又

は罷免し、及び事務局長その他の職員を会長の同意を得て任命する等の事務を行うこと。」を「決定すること。」に改める。

別表第三第一号(六十三)を次のように改める。

(六十三) 中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)及びこれに基く政令の定めるところにより、中央卸売市場の卸売業者等から必要な報告を徴し、又は職員をして中央卸売市場の開設者若しくは卸売業者の業務等の検査をさせ、若しくは類似市場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(六十三)の次に次のように加える。

(六十三)の二 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する暫定措置法(昭和三十年法律第三十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、特別被害地域を指定し、及び資金を貸し付けた農業協同組合等から必要な報告を徴し、又は職員をしてその事務所に立入検査させること。

別表第三第一号(六十七)中「(昭和十二年法律第八十五号)」の下に「及びこれに基く政令」を、「設立を命じ、」の下に「市町村の行い共済事業の実施、条例の変更、共済事業の廃止等を認可し、共済事業を市町村が行うことについて協議がとれないときあつせん等を行ひ」を加え、「共済団体」を「農業共済団体又は市町村」に改める。

別表第三第一号(六十八)の次に次のように加える。

(六十八)の二 農業協同組合整備特別措置法(昭和三十一年法律第四十四号)の定めるところにより、農業協同組合に対し、整備計画の実施に關して、助言、債権者との契約に關するあつせん等を行うこと。

別表第三第一号(六十九)中「その議決を取り消す等の処分を行い、農業委員会の解散を命じ、及び農業委員会から請求があつたときは助言、資料の提示その他必要な協力をし、並びに代表者会議を招集し、その意見を都道府県農業会議に答申すべきことを求め」を、「農業委員会の委員の選挙について二以上の選挙区を設けることを承認し、農業委員会の解散を命じ、農地主事の任免を承認し、農業委員会から請求があつたときは助言、資料の提示その他必要な協力をし、及び農業委員会の総会又は部会の議決を取り消す等の処分を行い、並びに都道府県農業会議の会議員等の定数を決定し」に改める。

別表第三第一号(七十一)中「定款の変更等の認可」の下に「仮理事の選任等」を加え、「裁判所に對してこれらの解散を請求する」を「土地改良区の解散を命ずる」に、「並びに土地改良事業に關する予備審査を行い、」を「及び」に改める。

別表第三第一号(七十二)の次に次のように加える。

(七十二)の三 開拓營農臨時措置法(昭和三十一年法律第五十八号)及びこれに基く政令の定めるところにより、開拓營農振興組合の認定、振興計画の承認等に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(七十三)の次に次のように加える。

(七十三)の三 家畜取引法(昭和三十一年法律第二十三号)の定めるところにより、家畜市場の登録に關する事務を行い、市場再編整備地域を指定し、及び市場再編整備計画の変更を承認し、産地家畜市場の移転を許可し、並びに開設者等から必要な報告を徴し、又は職員をして開設者の事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(七十四)の次に次のように加える。

(七十四)の二 飼料の品質改善に關する法律(昭和二十八年法律第三十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、製造業者等から必要な報告を徴し、又は職員をして製造業者等の事業場等に立入検査させ、及び飼料の販売業者に対し、飼料の譲渡等を制限し、又は禁止する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(七十七)中「疾病家畜移動の許可書及び健康証明書等」を「家畜移動のための証明書及び許可書」に、「伝染病の発生予防上必要な措置を講じ、」を「伝染性疾病の発生予防上必要な措置を講じ、その実施状況等の報告等に關する事務を行ひ、」に改める。

別表第三第一号(八十三)中「伐採等の許可に關する事務を行ひ、」の下に「地方公共団体が森林所有者である森林の経営計画を認定し、及びその樹立に關し必要な助言、勧告その他の援助を行い、」を加える。

別表第三第一号(八十八)中「並びに水産動植物」を「及び水産動植物」に改め、「漁業調整委員会及び内水面漁業管理委員会の選任委員等を任命し、」を削る。

別表第三第一号(九十二)中「漁港管理計画又は漁港管理規程の設定」を「漁港管理規程の制定等」に改める。

別表第三第一号(九十四)中「及び容量検査を実施し、並びに」を「を実施し、及び」に改める。

別表第三第一号(九十七)を次のように改める。

別表第三第一号(八十三)中「伐採等の許可に關する事務を行ひ、」の下に「地方公共団体が森林所有者である森林の経営計画を認定し、及びその樹立に關し必要な助言、勧告その他の援助を行い、」を加える。

別表第三第一号(八十八)中「並びに水産動植物」を「及び水産動植物」に改め、「漁業調整委員会及び内水面漁業管理委員会の選任委員等を任命し、」を削る。

別表第三第一号(九十二)中「漁港管理計画又は漁港管理規程の設定」を「漁港管理規程の制定等」に改める。

別表第三第一号(九十四)中「及び容量検査を実施し、並びに」を「を実施し、及び」に改める。

別表第三第一号(九十七)を次のように改める。

(九十七) 砂利採取法(昭和三十一年法律第一号)の定めるところにより、その管理する河川又は海岸保全区域内における採石権の設定区域及び存続期間について承認すること。

別表第三第一号(百二)中「一時使用の許可に關する事務等を行うこと。」を「一時使用の許可を行い、並びに道路運送事業者等から必要な報告を徴し、又は職員をして自動車等の所在する場所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(百三)の三「及び旅行あつた旅の料金」を「旅行あつた旅の料金及び旅行あつた旅の必要報告を徴し、又は職員をして営業所に立入検査させること。」に改める。

等に入立検査させること。」に改める。

別表第三第一号(百六)中「港務局の設立」を「港務区域」に改める。

別表第三第一号(百十三)の二を「百十三の三」とし、「百十三の次に次のように加える。

(百十三)の二 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の定めるところにより、海岸保全区域の占用の許可等に関する事務を行い、及び海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者から必要な報告を徴し、海岸保全施設の管理につき必要な措置を命じ、又は職員をして当該海岸保全施設に立入検査させ、並びに海岸保全区域内の水面に設定されている漁業権の取消、変更等を命じ、海岸保全施設の整備の基本計画の作成に關する事務等を行う等海岸保全区域の管理に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(百十五)の次に次のように加える。

(百十五)の二 道路整備特別措置法の定めるところにより、日本道路公団の行い有料道路の新設又は改築に關し協議し、及び市町村(第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く)が管理する道路の新設又は改築に關する工事の検査し、工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第三第一号(百十六)の次に次のように加える。

昭和三十三年四月一日 衆議院會議録第二十四号 地方税法の一部を改正する法律案外一案

百十六の二 駐車場法の定めるところにより、駐車場整備地区の指定の申出をし、路上駐車場設置計画を決定し、及び駐車場管理の路外駐車場に関する届出を受理し、駐車場管理者から必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして路外駐車場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百二十七)を次のように改める。

百二十七 理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、学校法人に係る補助金交付申請書を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等国が学校法人に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第一号(百二十八)中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

別表第三第二号(一)を次のように改める。

(一) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより、市町村の教育委員会の教育長の任命を承認し、県費負担教職員について、任免その他の進退を行い、及び勤務成績の評定を計画し、並びに市町村長又は市町村の教育委員会に対し、教育に関する事務の管理及び執行について必要な措置を講ずべきことを求める等の事務を行うこと。

別表第三第二号(三)を次のように改める。

(三) 削除

別表第三第二号(五)の二中「市町村の教育委員会」を「市町村長」に、「教材費国庫負担金の額の算定に用いる資料」を「教材費国庫負担金交付申請書等」に改める。

別表第三第二号(六)の三(昭和二十八年法律第八十六号)を削る。

別表第三第二号(十三)を次のように改める。

(十三) 就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、国の行う補助の限度額の算出の基礎となる児童及び生徒の数の各市町村に対する配分に関する事務を行うこと。

別表第三第二号(十三)の二中「小学校等」を「義務教育諸学校」に、「求め」を「求め、及び義務教育諸学校における学校給食の開設又は廃止の届出を受理し、並びに学校給食費について国の補助を受けるべき都道府県立の小学校又は中学校の児童又は生徒の保護者を認定すること」に改める。

別表第三第二号(十三)の二の次に次のように加える。

(十三の三) 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、夜間課程を置く高等学校における夜間学校給食の開設又は廃止の届出を受理すること。

(十三の四) 盲学校、聾学校及び養

護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、盲学校、聾学校及び養護学校における学校給食の開設又は廃止の届出を受理すること。

別表第三第三号(一)中「並びに参議院(全国選出)議員の選挙の選挙分会長を選任し、」を削る。

別表第三第三号(三)中「審査分会長の選任、」を削る。

別表第四第一号中(一)の二を(一)の三とし、(一)の一とし、(一)の二の前に(一)として次のように加える。

(一) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の定めるところにより、被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、健康診断を行い、及び必要な指導をする等の事務を行うこと。(広島市及び長崎市の市長に限る。)

別表第四第一号(十三)中「営業業者等から必要な報告を求め、」を「営業業者等からの食品衛生管理者の設置又は変更の届出を受理し、その他営業業者等から必要な報告を求め、」に改める。

別表第四第一号(十四)中「(一)い獣処理場」を「(一)い獣処理場」に、「所有者」を「設置者」に改める。

別表第四第一号(十九)の二の次に次のように加える。

(十九の三) 駐車場法の定めるところにより、駐車場整備地区の指定の申出をし、路上駐車場設置計画を決定し、及び駐車場管理者の路外駐車場に関する届出を受理し、駐車場管理者から必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして路外駐車場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。(第二

百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十)の次に次のように加える。

(二十の二) 道路整備特別措置法の定めるところにより、日本道路公団の行有道路の新設又は改築に関し協議すること。(第二

百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号(七)中「申請を受理し、」の下に「登録の申請期間を延長することを承認し、」を加え、「登録

原票を作成し、」を「登録原票に登録し、」に改め、「登録原票及び」を削る。

別表第四第二号(十九)中「保護の決定及び実施等に関する事務を行う、保護に関する処分」に改める。

別表第四第二号(二十八)の三(昭和三十三年法律第三十六号)を削り、「その損失額」を「特別被害農林漁業者並びにこれらの損失額」に改める。

別表第四第二号(二十九)を次のように改める。

(二十九) 削除

別表第四第二号(三十七)の三を(三十七の四)とし、(三十七の二)の次に次のように加える。

(三十七の三) 砂利採取法の定めるところにより、その管理する海岸保全区域内における採石権の設定区域及び存続期間について承認すること。

別表第四第二号(四十七)を次のように改める。

(四十七) 海岸法の定めるところにより、都道府県知事が指定した海岸保全区域について、海岸保全区域の占用の許可等に関する事務を行い、及び海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者から必要な報告を徴し、海岸保全施設の管理につき必要な措置を命じ、又は職員をして当該海岸保全施設に立入検査させる等海岸保全区域の管理に関する事務を行うこと。

別表第四第三号(五)を次のように改める。

(五) 就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、教科用図書又はその購入費の給与に要する経費について国の補助を受けるべき児童又は生徒の保護者を認定すること。

別表第四第三号(五)の次に次のように加える。

(五の二) 学校給食法及びこれに基づく政令の定めるところにより、学校給食費について国の補助を受けるべき市町村立の小学校又は中学校の児童又は生徒の保護者を認定すること。

別表第四第四号(一)中「投票管理者、投票立会人及び開票管理者を選任し、」を削る。

別表第五第一号の表検定所の項中「及び第百十五条」及び「及び容量検査」を削る。

別表第六第一号の表都道府県の部中身体障害者福祉司の項の次に次のように加える。

婦人相談員

別表第六第一号の表都道府県の部中

林業技術普及員
林業経営指導員

林業専門技術員

林業改良指導員

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第九条の定めるところによる。
森林法施行令第十条の定めるところによる。

に改める。

別表第六第二号の表都道府県の部中

教育長

指導主事

教育公務員特例法第十六条第三項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律(昭和二十九年法律第五十九号)附則第三項及び第五項の定めるところによる。
教育公務員特例法第十六条第四項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律の附則第四項及び第五項の定めるところによる。

に改め、校長の項を削る。

別表第六第二号の表市町村の部中

教育公務員特例法第十六条第三項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律の附則第三項及び第五項の定めるところによる。
教育公務員特例法第十六条第四項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律の附則第四項及び第五項の定めるところによる。

教育長
指導主事

に改め、校長の項を削る。

別表第六に次の一号を加える。

四 農業委員会の職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有しなければならぬもの

昭和三十三年四月一日 衆議院會議録第二十四号 地方税法の一部を改正する法律案外一案

特別の資格を有しなければならぬ職員又は特別の職名を有しなければならぬ職員の職名

資格

農地主事

農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第十一條の三の定めるところによる。

設置する普通地方公共団体
市町村

別表第七第一号の表中結核診療協議会の項の次に次のように加える。

都道府県環境衛生適正化審議会

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十八條第二項の規定による同法の施行に關する重要事項の調査審議及び同条第六項の規定による同法の施行に關する事項についての関係行政機関に対する建議に關する事務

別表第七第一号の表中都道府県災害救助対策協議会の項を削り、同表地方社会保険医療協議会の項担任する事務の欄中「第十三條第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に対する適切な保険診療の指導に關する事項の審議及び勧告に關する事務」を「第十三條第二項及び第十四條第二項の規定による療養担当者の保険診療に対する指導監督に關する事項、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消に關する審議及び建議に關する事務」に改める。

別表第七第一号の表都道府県地代家賃審査会の項担任する事務の欄中「増額の認可又は」を削り、都道府県建設業審査会の項を次のように改める。

都道府県建設工事紛争審査会

建設業法第二十五條の規定による建設工事の請負契約に關する紛争についてのあつせん、調停及び仲裁に關する事務

別表第七第一号の表中都市計画地方審議会の項を削り、同表中

主務大臣の指定する都道府県知事

漁港管理会

漁港法第二十七條の規定による漁港管理計画の設定、漁港管理規程の制定その他漁港の維持管理に關する重要事項の調査審議に關する事務

土地区画整理審議会

土地区画整理法第七十條第三項の規定による土地区画整理事業に關する換地計画、仮換地の指定、減価補償金の交付及び保留地の処分に關する事項の調査審議に關する事務

昭和三十三年四月一日 衆議院會議第二十號 地方税法の一部を改正する法律案外一案

四二六

第三種漁港を管理する都道府県の都道府県知事	漁港管理会	漁港法第二十七条の規定による漁港の維持管理に關する重要事項の調査審議に關する事務
主務大臣の指定する都道府県知事	土地区画整理審議会	土地区画整理法第七十条第三項の規定による土地区画整理事業に關する換地計画、仮換地の指定、減価補償金の交付及び保留地の処分方法に關する事項の調査審議に關する事務

改める。

別表第七第二号の表中国民健康保険を行う市町村の市町村長の項の次に次のように加える。

農業共済事業を行う市町村の市町村長

損害評価会

農業災害補償法第四十三条第二項の規定による共済事故に係る損害の防止及び認定に關する重要事項の調査審議に關する事務

別表第七第二号の表中

都道府県知事の指定する市町村の市町村長

漁港管理会

漁港法第二十七条の規定による漁港管理計画の設定、漁港管理規程の制定その他漁港の維持管理に關する重要事項の調査審議に關する事務

第三種漁港を管理する市町村の市町村長

漁港管理会

漁港法第二十七条の規定による漁港の維持管理に關する重要事項の調査審議に關する事務

に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十一年以降の法令の制定改廃に伴い、地方自治法の別表について整理を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正

地方自治法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百八十条の五の改正に關する部分の前に次のように加える。

第百三十八条第二項中「市」を「市町村」に改め、同条第四項中「市及び町村」を「市町村」に改める。

附則を次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方自治法第七十一条の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は同法第八十三条の規定による町村を市とする処分について

ては、昭和二十三年九月三十日まで、にその申請がなされ、かつ、その申請の際当該市となるべき普通地方公共団体の人口が三万以上であるものに限り、同法第八十一条第一号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に關する要件は、三万以上とする。ただし、地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百九十三号)附則第二項の規定によることを妨げるものではない。

3 前項の人口は、地方自治法第二百五十四条並びに第二百五十五条及びこれに基づく政令の定めるところによる。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔矢尾喜三郎君登壇〕

○矢尾喜三郎君 たいい議題となりました地方税法の一部を改正する法律

案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、地方税制の現況並びに再建途上にある地方財政の現状にかんがみ、地方団体の財政運営に混乱を生ぜしめない限度における改正として、自動車荷車税を廃止し、あわせて若干の徴税の合理化及び負担の均衡化等をはかりとするものであります。

改正案の内容を簡単に申し上げますと、まず自動車、リヤカー、荷車等に対する自動車荷車税を廃止し、これによつて生ずる市町村の減収を補てんするため、市町村たばこ消費税の税率を引き上げ、軽自動車及び二輪の小型自動車に対する課税権を市町村に委譲し、現行の原動機付自転車に対する課税とあわせて市町村税として軽自動車税を創設すること、次に、道府県民税及び市町村民税の課税標準である所得税額の算定については、新たに認めら

れる所得税の貯蓄控除額を控除しないものとし、固定資産税において新技術の企業化用機械設備等の資産に対し、課税標準の特例措置を設け、電気ガス税の非課税範囲に最近新たに製造を開始された化学製品等数品目を加え、木材引取税の税率を引き下げ、軽油及び揮発油以外の炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合にも、軽油引取税を課する等の諸点であります。

本法律案は、二月二十二日本委員会に付託され、同月二十七日には那國務大臣より提案理由の説明があり、その後、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方財政計画とも関連せしめて審議を行い、三月十二日には参考人より意見を聴取し、また、地方税法等改正に關する小委員会を設けて、本案はもとより、地方税制全般にわたつて、しさいに検討を加えるなど、審議に慎重を期

したのでありますが、これら審議の詳細は會議録に譲ります。

三月二十六日には、川村鐵義君外九名提出にかかる本案に対する修正案が提出せられ、川村委員より提案理由の説明がありました。修正案は、事業税の軽減、遊興飲食税における免税点の引き上げ、農耕地の固定資産税の軽減、電気ガス税の税率の引き下げを非課税範囲の制限、たばこ消費税率の引き上げ及び消防施設税の創設等を内容とするものであります。

昨三十一日には、川崎小委員長より、地方税法等改正に關する小委員会の審議の経過並びに結果について報告がありました。その後、龜山孝一君外十七名より、本案の施行期日につき、「昭和三十三年四月一日」とあるのを「公布の日」に改める旨の修正案が提出されました。

同日、政府原案及び川村鐵義君外九名提出にかかる本案に対する修正案並

ひに亀山孝一君外十七名提出にかかる
本案に対する修正案の三案について賛
成を終了いたしました。その際、川村義
義君外九名提出にかかる修正案につ
いて内閣の意見を求めましたところ、郡
国務大臣は、地方財政の現状並びに国
の予算との関係にかんがみ、将来はと
もかく、現在修正を加えることは適当
ではないとして、内閣はこの修正案に
賛成しがたき意見の開陳がありました。

かくて、政府原案並びに両修正案の
三案を一括討論に付し、委員中井徳次
郎君は、日本社会党を代表して、亀山孝
一君外十七名提出にかかる修正案及び
その修正部分を除く政府原案に反対、
川村義君外九名提出にかかる修正案
に賛成、委員徳田吉郎君は、自由民
主党を代表して、亀山孝一君外十七名
提出にかかる修正案及びその修正の部
分を除く政府原案に賛成、川村義君
外九名提出にかかる修正案に反対の意
を表されました。

採決の結果、川村義君外九名提出
にかかる修正案は賛成少数をもって否
決、次いで、亀山孝一君外十七名提出
にかかる修正案は賛成多数をもって可
決、その修正部分を除く政府原案も賛
成多数をもって可決せられ、よって、
本案は修正議決すべきものと決しまし
た。

その際、委員永田亮一君より、本案
に対し、自由民主党提案になる次のこ

とき附帯決議を付すべしとの動議が提
出せられ、これまた賛成多数をもって
これを付することに決しました。

附帯決議

本法の施行に当り、政府は特に左
の諸点に留意し、法改正に伴う影響
に対処して遺憾なきを期すべきであ
る。

一 自転車荷車税の廃止とその減収
補てんのための市町村たばこ消費
税の税率引き上げの結果、なお減
収となる市町村に対しては、その
減収分を補てんするため、万全の
措置を講ずること。

二、木材引取税の税率を引き下げた
ため、徴税を適正化するも、なお
減収となる市町村に対しては、さ
し当り、特別交付税をもつて完全
な減収補てんを行うとともに、次
年度以降将来の減収補てんについ
ても適確な恒久的財源措置を講ず
ること。

三、地方税制の全面にわたつて再検
討を加え、可及的速かに、その綜
合的かつ、根本的改正を行うよ
り、その方途を考究すること。

右決議する。

次に、地方自治法の一部を改正する
法律案について御報告申し上げます。

地方自治法の別表には、各級の法令
によつて地方公共団体及び地方公共団
体の機関に処理を義務づけられている事
務、並びに地方公共団体に設置を義務

づけている行政機関及び職員等をすべ
て掲げることになっておりますので、
関係法令の制定、改廃に伴い、別表の
整理が必要となるのであります。昭和
二十七年、第十三回国会において、こ
の別表の制度が設けられましてから、す
でに三回にわたり所要の追補、改訂措
置が講ぜられていたものであります。が、
今回さらに昭和三十一年第二十四回国
会以降の法令の制定、改廃に伴う整備
をはかりとうすることが、本案の主た
る内容であります。

本案は、三月十八日本委員会に付
託、同日郡国務大臣より提案理由の説
明を聞き、審議に入りましたが、本四
月一日質疑を終了、その際、亀山孝一
君外二十八名提案にかかる修正案が提
出せられ、提案者を代表して委員額
彌三君よりその趣旨の説明が行われま
した。修正案の内容は二項目にわた
り、次のごときものであります。

修正の第一点は、町村議会の事務
局に関するものであります。すなわ
ち、地方議会の事務局の制につきま
しては、現行法では、都道府県の議会
には事務局を置き、市の議会には条例
の定めるところにより事務局を置くこ
とができることとなつておりますが、

町村の議会にあつては、単に書記長、
書記その他の職員を置くだけで、法律
に基く事務局を置くことは認められて
いないのであります。が、町村合併に
よつて町村の規模も拡大し、新町村建

設の段階に臨んだ今日においては、町
村議会においても、市と同様、条例の
定めるところにより事務局を置くこと
ができることとし、従来からすでに存
する町村議会の事務局についても、こ
れを法制化しようとするものでありま
す。

次に、修正の第二点は、市となるべ
き要件のうち、人口要件につき臨時の
特例を定めようとするものでありま
す。すなわち、地方自治法第八条に
は、市となるべき普通地方公共団体の
備えなければならぬ要件が定められ
ており、人口要件としては、人口五万
以上を有することとなつております。

御承知の通り、この人口要件は、以前
には人口三万以上であつたのを昭和二
十九年に改正したのであります。が、町
村合併の推進と、合併計画遂行の過程
において、市となるべき期待を持ちな
がら、関係町村がその区域の面積が地
勢上広大なのに比して人口が不足し、

あるいは周辺市町村の各級の事情に
よつて、人口要件を満たすに足るよう
な合併が困難である等の理由によつ
て、従前の人口三万以上の要件で市と
なつたものに比し、その能力、実質に
おいて遜色がないにもかかわらず、単
に人口要件改定の時期的ずれにはばま
れて、新しい人口要件に欠ける結果と
なつたもの等に対しては、町村合併も
大よそを終結し、一段落を遂げた今日、
一定期間内を限り、以前の人口要件を

もつて市となることのできる道を開く
ため、さきに人口要件が改正されたと
き、経過措置として、改正規定の施行
の際、現に都道府県知事に対して当該
処分の申請がなされている場合は従前
の例によるものとされた趣旨をさらに
延長して、本年九月三十日まで申請
をしたものは人口三万以上をもつて市
となることを認めようとするものであ
ります。

討論を省略して採決に付し、修正案
及び修正部分を除く原案はいずれも全
会一致をもつて可決され、よつて、本
案はこれを修正議決すべきものと決し
ました。

なお、その際、委員渡海元三郎君よ
り、本案に対し附帯決議を行ふべき旨
動議が提案され、採決の結果、これまた
全会一致付すべきものと決しました。

附帯決議は次の通りであります。

地方自治法の一部を改正する法律
案に対する附帯決議

公立学校の教育公務員のうち、全
日制の市町村立高等学校の教職員の
みが、退職年金の基礎となる在職期
間の通算制度においてとり残されて
いる現況にかんがみ、政府は、これ
らの職員についても都道府県立の高
等学校及び義務教育諸学校の教職員
と同様に、その在職期間を通算するよ
り、すみやかに措置すべきである。
右決議する。

以上の通りであります。

昭和三十三年四月一日 衆議院會議錄第二十四号 地方税法の一部を改正する法律案外一案

○議長（益谷秀次君） 討論の通告があります。順次これを許します。

中井德次郎君。

〔中井德次郎君登壇〕

○中井徳次郎君　私は、日本社会党を代表いたしましたして、政府提案の地方税法の一部を改正する法律案及び同修正案に反対し、社会党提出の同法の修正案に賛成の討論を行わんとするものであります。（拍手）

政府の改正案の内容は大体七項目に分れておりますが、そのおもなるものは、まず自転車荷車税の廃止、たばこ消費税率の引き上げ、電気ガス税の消費税率範囲の拡大、木材引取税の税率の半減等でございます。

まず第一に、自転車荷車税について申し上げますと、この廃止は、実はかねてから社会党の主張してきたところでございます。昨年度の本国会におきまして、私はこの増上よりそれを主張いたしましたことであります。しかしながら、この廃止には、現在の市町村の困難なる財政状態から見まして、これに見返る確実なる財源を付与するということが必須条件であり、これが前提条件でなければならぬのであります。

(拍手)しかるに、この廃止の問題につきましては、実は今回の政府の地方税制の改正の事務当局の原案にはありませんでした。これが閣議において話が出まして、早々の間に、実は選挙対策

として社会党の政策を借用されたといふふうな形でありますから、その結

果、財源の取り方がはなはだ乱暴であります。すなわち、市町村たばこ消費税を二%引き上げて、総体としてはこの額が合うということになりますけれども、税源の乏しい山村の町村、地方の小都市等におきましては、たとえば、たばこの小売店が人口比率によつてすつとあるわけではございませんかと、非常な減収になつて参ります。そ

りして、政府にこれが説明を求めますと、一体減収になる町村の税額の総額では幾らであるかという答弁さえできない。ただ、府県単位としまして、たとえば、府県単位においてはプラス・マイナスの計算でどうなる、静岡県ではプラス・

マイナスでは二千万円の減収になると
いう数字だけは出ますが、マイナスだ
けの総計は出てこない。このプラス・
マイナスの数字だけで日本全国で七億
円だというのでありますから、私ども
の判断では、おそらく十数億に上りま
して、個々の市町村の財政欠陥とい
うことになります。これに對しまして、
政府はいつも交付税と言うのでありま
すが、こういうふうに税制改正をいた

します。ことに差額ができるということ
は、今の政府の野放し、自由放任の資本
主義体制下にありましては当然のこと
でありまして、これを放置して今回改正
をしようとするときは、断じてわれ

われの承服しがたいところでございます。

第二は、木材の引取税であります。これにつきましては、この引取税の性格からいまして、自転車荷事税以上に山村の市町村にかわりの安定財源を与えなければなりません。たとえば、一定の年限を経ました立木等につきまして、きわめて軽い、今の固定資産税の一割あるいは二割程度の固定資産税的性質を持った税金を課するとか、あると

いは木材の伐採税のごとき種税を設ける、それと振りかえにこの引取税を廃止せよというのでありまして、これは私どもも賛成でありますが、政府は、その裏打ち財源の措置をとりもしないで、一部業者の圧力に押されて、今日

この税率を半減いたしました。大臣の説明によりますと、税率を半減しても、西日本においては税収入は變りはない。まことに奇妙なことでありま
す。東北、北海道のごとく国有林の多いところは一般交付税及び特別交付税でカバーすることができると言っておりますが、これはやはり語るに落ちたものといわねばなりません。すなわち、税率を半減しても税額が減らないというのは、過去における木材引取税

の徴税のでたらめさを表明したものであります。そうして、政府のこの方面における指導が全く欠けておったということを暴露したものであつたと思うのであります。また、東北及び北海道

においては、先に述べた自転車荷車税と同じように、この回答は、やはり、

地方交付税、特別交付税――まるでおかみさんが買物かごに物を買って全部それにほうり込むようなどんぶり勘定の答弁でありまして、これでは、全国の市町村にとりましては、税収入の将来についていたずらに不安感を与えるだけでありまして、私どもはとうてい首肯しかねる次第であると思います。

第三には、電気、ガス税の非課税範

匪の拡大であります。これについては、金額にしましては一億円ばかりだ。そうして、内容がジルコニウム地金、エチレン、テレフタル酸、エチレンオキサイド等々ことにむずかしい表現をもちまして、こういうものを

製造するために使用する電気については免税となっておりますが、だんだん調べてみますと、一体こういうものを製造しておる会社はどこかということになって参りますと、いわく三井石油、いわく住友化学、いわく三菱油化、いわく東洋レーヨン、いわく帝國人絹、カネカロン等々であります、いずれも日本の大産業系統のものであります。わずか一億円ばかりのものを、こころした一部大会社の要求があ

りました場合には、直ちに、わざわざ――これは国税ではありません、地方税まで免税をするというところに、私は現政府の性格を見るのであります。あきれ返った次第だと存じます。

以上、すなわち、自転車荷車税及び木材引取税につきましては、それによ

る見返り財源の不確実さという点において、政府のこのような法的な対策には賛成するわけにはいかないし、電気ガス税の免税については断固反対せざるを得ないということになります。

政府の提出案に対して、社会党の改正案は、まず第一に、現在地方税中の最も問題の多い事業税に手をつけております。シャウプ勧告以来、事業税の

取り方につきましては、これは絶えず論争的であります。中政連の主張を待つまでもなく、現在の事業税は果して応益性のものか、あるいは応能性のものか、はつきりいたしておりません。結局のところ、特に府県財政の混

乱を救うための便宜的なものとして
 商業、工業等へのみ課せられておる税
 金でありますから、方向といつしま
 しては将来撤廃に進むべきものであ
 るうと思ひます。しかし、私どもは、
 さしあたりその現実の面を十分勘案い
 たしまして漸進主義をとり、今般個
 人企業を中心として基礎控除を二十万
 円まで引き上げ、税率を一律に二％引
 き下げるといふことにいたしました。
 また、電気ガス税につきましては、

て、大産業の経営も昨年あたり異常な高利潤を上げた今日、これら産業に付随する電気、ガスの料金は、しかもますます。戦後の復興も一応見通しがつきます。政府の意見と全く対立をいたしており

た他の一般料金に比べて非常に安い今日、依然として免税を続けて、中小企業はもとより、生活保護者に至るまで、一般国民大衆には一割の高率をずっとかけておるといふがことは、断じて私どもは首肯し得ないところであります。(拍手)従いまして、わが党は、税率を一律に七割に引き下げますとともに、街路灯のごときは一律に免税にする。そうして、現在非課税であります一千数百億に及びます電気料金について、一律に三割の課税を試みようとするものであります。現在の社会情勢より見まして、まことに妥当なものといわねばならぬと存するのであります。(拍手)

次に、遊興飲食税について申し上げたい。昨年度、政府は、芸者の花代を三割より一割五分に一挙に引き下げながら、大衆飲食の税率を逆に五割から一割に引き上げましたことは、その当時、世論のひんしゅくを買いました。そうして、保守党内閣は、明年は改めず。こういう回答でありましたが、今年は依然としてはおかむりでありました。そこで、私どもは、大衆飲食の免税点を現在の三百円より五百円に引き上げ、旅館の宿泊の免税点を八百円より千円に引き上げることにしたのであります。これは、大衆の側から見ても、時宜に適した、当然のことといわねばなりません。本件につきましては、与党の諸君も大半賛成やに私は承っております。

最後に幹部の解釈によりまして押えつけられたのが実情であるように聞いております。はなはだ残念なことだと存するのであります。(拍手)

なお、事業税その他の減税に伴う見返り財源につきましては、たばこ消費税を一挙に引き上げまして、これをカバリーしたい。これは、政府の諸閣僚であります地方制度調査会が三年前から答申をし、これを主張し続けておるところであります。これによりまして、将来は、国の歳入の欠陥というものは租税特別措置法の改正によりまして幾らでもカバーができるのであります。これに對する与党、政府等の御批判は私は當らないと考えております。

以上をもちまして、政府の提案に反對し、社会党提出の地方税の一部改正に賛成をする討論といたします。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 徳田興吉郎君。

〔徳田興吉郎君登壇〕

○徳田興吉郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、自由民主党提出の修正案並びに修正部分を除く政府原案に賛成をし、社会党提出の修正案に反對の意見を述べようとするものであります。(拍手)

現行地方税制度は、シャープ勧告に基いて、昭和二十五年、独立税主義と地方財源増強とを基調として成立し、

自後、この基本方針のもとに、数回の改正を見たのであります。地方公共団体の財政需要の推移に應ずることができず、ために地方財政が危機に直面いたしましたことは、御承知の通りでございます。ここにおいて、第二十三国会以来、地方財政確立のために深い関心が払われ、引き続き行われました諸政策が幸いにも効を奏しまして、よりやく安定の方向をたどるに至り、ことに地方団体のガソリンも考えられました。いわゆる赤字団体が再建団体として再出発し、今や赤字解消に必死の努力を払い、前途に曙光を認めようとするに至っております。このようになどきに、地方自主財源の根幹であります地方税制にかりに検討の余地があるといたとしても、部分的な変更を加えて、税収の見通しに混乱を招くようなことは、角をためて牛を殺すの愚を求める結果になりまして、策を得たるものとは申しかねるのであります。むしろ、この際、交付税その他によつて財源を確保し、地方団体の基礎を固めることが、地方住民の恒久の福祉に寄与するものであると、かたく信ずるものであります。(拍手)この意味において、政府原案が、極力地方財源の変動を避けて必要最小限度の改正にとどめたことは、當を得たものとして、わが党の賛意を表するところでございします。(拍手)

すなわち、今次改正の内容の重点は、自転車荷車税を廃止したことでありまして、その他は単に徴税の合理化、負担の均衡をはかるための住民税、固定資産税、電気ガス税、木材引取税、軽油引取税等に若干の必要やむを得ない改正を加えたものであります。

たとえまると、住民税に関する事項については、従来国策による減税が行われた場合、それが直ちに地方税に反映いたしました。自動的減税を見たのであります。今回の昭和三十三年及び三十四年度分の所得税について認められた貯蓄控除は住民税には適用せないで、その課税標準は貯蓄控除前の所得税額としたしておることでありまして、地方財政が一応国家財政と別個のものとして存する以上、自主財源確保の建前から当然なことであります。

固定資産税、電気ガス税にかかわる改正につきましては、従来すでに税の特例規定の適用を受けていた課税客体と同じ性質の新たなもの若干について物理的に範囲を広げたにすぎないものであります。特例規定存廃について、おそろしく議論があろうと思ひます。これは根本の問題に触れ、その影響するところがきわめて大きいので、軽々に取り扱うべきものではないのであります。

木材引取税について、いろいろ御議論がありました。これは税率を二割引き下げることに相なっておりますが、

過去に生じておりました徴税の不合理を、これは是正したものでありまして、不合理は是正できますが、なおこれによつて円滑に従来の税収を確保することができるようになっておるのであります。しかも、この改正によつて著しく財政欠陥が先ほど出るようなお話がありました。それは市町村には特別交付税をもつて補てんすることを政府が答弁をいたしております。さらに、これは附帯決議をもつて適當な措置をするように決議をいたしております。

自転車荷車税の廃止に至りましては、これは大衆に対する零細課税の整理として多年要望されたところでありまして、かわり財源の調整がつかないままに今日に至つておったことは、むしろ、先ほどおっしゃったように、これを熱心に主張しておられました社会党の諸君が、これが主眼である税制改正に反對されるということは、どうもわれわれには理解のいかないところであります。ことに、廃止に伴う市町村の税制欠陥約五十億圓は、新たにたばこ消費税二割の引き上げによつて補てんをされております。また、従来道府県税でありました軽自動車及び二輪の小型自動車については、原動機付自転車とともに、軽自動車税として市町村に課税権を委譲する等、まことに適切な措置が講ぜられておるのであります。

このように、原案は地方財政の変動を最小限度に食いとめるように努力しておりますにもかかわりませず、社会党提出の修正案は、第一、事業税の軽減、第二、遊興飲食税の免税点の引き上げ、第三、都道府県たばこ税率の引き上げ、第四は農耕地の固定資産税の軽減、第五は電気ガス税の税率の変更、第六は市町村たばこ税率の引き上げ、第七は消防施設税の創設など、きわめて広範囲にわたつておる総花式的のものであります。地方税法の根本改正に関する問題点の羅列としては一応敬意を表しますけれども、修正案としては、ようやく安定しつつある地方財政に不定と動揺を与えるおそれがあるものであります。責任のあるわが党としては、これにはとうてい賛意を表することができません。(拍手)

以下、二、三の内容について検討を加え、反対の趣旨を明確にしたいと思ひます。

まず第一に、事業税の軽減であります。中小企業者の税負担を軽減することは、これはわが党本来の基本方針であります。すでに個人事業税については昨年ある程度の軽減をはかつておるのであります。また、法人については、今回の法人税の軽減があり、地方税としても住民税の法人税割が自動的に軽減されるのみならず、自転車荷車税の廃止等、実質的には中小企業の負担は徐々に軽減をされておるのであります。

また、見返り財源がなくなつて、電報事業税を軽減することは、都道府県財政の中核である事業税収入に急激な欠陥を生ずることになり、自治行政運営の面からも、責任あるものの、これはとり得ないところであります。本問題は国政並びに地方行政の総合的な立場に立つて徐々に解決すべきものであると信じております。

農耕地に対する固定資産税の軽減も、事業税と同断でありまして、市町村、ことに農村を主体とする町村のおもなる財源に大きな影響を与えるような改正は、これはやるべきではないと思ひます。むしろ農業政策を通じて農村振興の道を求むべきであると思ひます。

遊興飲食税、電気ガス税に対する免税点の引き上げあるいは税率の引き下げは、これは十分考慮の余地はあります。しかし、そのかわり財源をたばこ消費税に求めていることは、すでに政府原案に含まれる自転車荷車税の欠減約五十億円にこれはプラスするものであります。とうていこれは実現できない案ではございません。

以上、要するに、この修正案は、今の地方税軽減の陳情を一括上程して、しかも、その財源欠陥を、たばこ消費税に、これまた一括背負わせた、選挙目当ての人気取りの案とも見受けられるのであります。収支のバランスは合っておりましても、個々の地方団体にこれを適用しますと大きなアンバランスを生ずることは明らかであります。先ほど、自転車荷車税の欠陥は、たばこ消費税でやればできる、こうおっしゃつた社会党の諸君は、これほど大きな地方財政の変動に、たばこ消費税を充てれば、どれほど大きなそれぞれの地区に増減があるかということは、これはよく知つておられることでありまして、まことに筋の合はぬ話でございます。しかしながら、わが党においても、中央、地方を通じて、税制の根本的な検討の必要は認めております。従ひまして、政府をして臨時税制調査会を設けしめて、国税、地方税に総合的な再検討を加えることにすでに決定をいたしてあります。この際、修正案に含まれておりますような問題点をこの調査会に持ち込んで、ともに審議の機会を持ち、協力していただくことが、最も適切だと考えます。(拍手)

地方団体にこれを適用しますと大きなアンバランスを生ずることは明らかであります。先ほど、自転車荷車税の欠陥は、たばこ消費税でやればできる、こうおっしゃつた社会党の諸君は、これほど大きな地方財政の変動に、たばこ消費税を充てれば、どれほど大きなそれぞれの地区に増減があるかということは、これはよく知つておられることでありまして、まことに筋の合はぬ話でございます。しかしながら、わが党においても、中央、地方を通じて、税制の根本的な検討の必要は認めております。従ひまして、政府をして臨時税制調査会を設けしめて、国税、地方税に総合的な再検討を加えることにすでに決定をいたしてあります。この際、修正案に含まれておりますような問題点をこの調査会に持ち込んで、ともに審議の機会を持ち、協力していただくことが、最も適切だと考えます。(拍手)

なお、自由民主党提出の修正案は、本改正法律案が年度内に成立しなかつたため施行期日を変更したものであります。

以上の理由によりまして、わが党は、わが党提出の修正案並びにこの修正部分を除く政府原案に賛成し、社会党提出の修正案に反対の意思を表明して、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず日程第一につき採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、社会福祉事業法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事野澤清人君。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月八日 内閣総理大臣 岸 信介

社会福祉事業法の一部を改正する法律

社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 結核回復者後保護施設(結核回復者を収容し、医学的管理の下にその更生に必要な指導及び訓練を行う施設をいう)を経営する事業

第二条第三項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 隣保事業(隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の

改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。

第二条第四項第二号及び第五号中「第六号」を「第七号」に改める。

第八条第三項中「一年」を「二年」に改める。

第十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第一項の市以外の市のうち政令で指定する人口おおむね二十万以上の市にあつては、その区域につき、条例で、福祉地区を設け、その地区ごとに、当該地区を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。

第二十九条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下第七号までを順次一号ずつ繰り上げ、同号の次に次の一号を加え、第八号中「資産の管理及び」を削る。

七 資産に関する事項
第三十一条中「第三号」を「第二号」に改める。
第四十三条中「制限及び」を削る。

第五十四条第一項中「厚生大臣」を「厚生大臣又は都道府県知事」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(結核回復後保護施設に関する経過規定)
2 この法律の施行の際現に結核回

復者後保護施設を経営している市町村又は社会福祉法人は、この法律の施行の日から起算して三箇月以内、当該施設の所在地の都道府県知事に第五十七条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をしたときは、第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に結核回復者後保護施設を経営している者で、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三箇月間は、第五十七条第二項の規定を適用しない。

5 前項に規定する者が、同項の期間内に当該施設の所在地の都道府県知事に第二項に規定する事項及び第五十七条第三項に掲げる事項を届け出たときは、同条第二項の規定による許可があつたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に隣保事業を経営している者で、国及び都道府県以外のものは、この法律の施行の日から起算して三箇月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十二条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

7 前項の規定による届出をしたときは、第六十四条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

8 印刷税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六号ノハの次に次の一号を加える。

六ノハノ二 社会福祉事業法第二十条第二項第六号ニ規定スル生計困難者ニ対シテ無利子又ハ低利ヲ以テ資金ヲ融通スル事業ニ依ル貸付金ニ関スル証書

理由
結核回復者後保護施設を経営する事業及び隣保事業を社会福祉事業に加えるとともに、社会福祉法人に対する監督権限の一部を都道府県知事に行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

き、第六十四条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(印刷税法の一部改正)

5 印刷税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六号ノハの次に次の一号を加える。

六ノハノ二 社会福祉事業法第二十条第二項第六号ニ規定スル生計困難者ニ対シテ無利子又ハ低利ヲ以テ資金ヲ融通スル事業ニ依ル貸付金ニ関スル証書

理由
結核回復者後保護施設を経営する事業及び隣保事業を社会福祉事業に加えるとともに、社会福祉法人に対する監督権限の一部を都道府県知事に行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十八日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次殿

「報告書は会議録追録に掲載」
〔野澤清人君登壇〕

○野澤清人君 たいま議題となりました社会福祉事業法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本改正法案のおもなる内容について申し上げます。その第一点は、新たに社会福祉事業として結核回復者後保護施設を経営する事業及び隣保事業を加えたことであり、第二点は、従来指定都市以外の市については一の福祉事務所を設置することを建前としておりましたのを、今回政令で指定する人口おおむね二十万以上の市については、その実情に応じて二以上の福祉事務所を設置できることとしたことである。右のほか、社会福祉法人の事務負担の軽減並びに行政事務の簡素化をはかることともに、社会福祉法人の指導監督について、厚生大臣のほか、都道府県知事も報告、徴収及び検査の権限を行使することができることとしたのであります。

本法案は、二月八日本委員会に予備付託せられ、三月二十日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、同二十八日本付託となり、社会福祉事務所職員の充足、社会福祉行政に対する財源措置等の諸問題について、きわめて熱心なる審議が行

われたのであります。その詳細は会議録について御承知願いたいと存じます。

次いで、本日の委員会において質疑を終了、直ちに採決を行いましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

工業用水道事業法案(内閣提出)
○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、工業用水道事業法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

工業用水道事業法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長小平久雄君。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

工業用水道事業法案

右
国会に提出する。

昭和三十三年三月五日

内閣総理大臣 岸 信介

工業用水道事業法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 事業(第三条―第十条)
第三章 施設(第十一条―第十五条)
第四章 供給(第十六条―第二十条)
第五章 雑則(第二十一条―第二十六条)
第六章 罰則(第二十七条―第三十一条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もつて工業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業及びガス供給業をいう。

2 この法律において「工業用水」とは、工業の用に供する水(水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く)をいう。

3 この法律において「工業用水道」とは、導管により工業用水を供給

する施設であつて、その供給をする者の管理に属するものの総体をいう。

4 この法律において「工業用水道事業」とは、一般の需要に充じ工業用水道により工業用水を供給する事業をいう。

5 この法律において「工業用水道事業者」とは、工業用水道事業を営むことについて次条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けた者をいう。

6 この法律において「工業用水道施設」とは、工業用水道事業者の工業用水道に属する施設をいう。

第二章 事業

(事業の届出及び許可)

第三条 地方公共団体は、工業用水道事業を営もうとするときは、その工業用水道施設の設置の工事の開始の日六十日前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の者は、工業用水道事業を営もうとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した届出書又は申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二 給水区域

三 給水能力
四 水源の種類及び取水地点

2 前項の届出書又は申請書には、事業計画及び工業用水道施設の工事設計を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条第二項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その工業用水道事業の開始が工業における一般の需要に適合すること。

二 その工業用水道事業の計画が確定であること。

三 その工業用水道施設の工事設計が第十一条に規定する施設基準に適合していること。

四 その他その工業用水道事業の開始が工業の健全な発達のため必要であり、かつ、適切であること。

(給水能力等の変更)

第六条 地方公共団体たる工業用水道事業者は、第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、その変更に必要な工業用水道施設の変更の工事の開始の日四十日前まで(工事を要しないときは、その変更前)に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更しよう

とするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

3 前条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更)

第七条 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(承継)

第八条 地方公共団体以外の工業用水道事業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、工業用水道事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により工業用水道事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)

第九条 地方公共団体たる工業用水道事業者は、その工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、通商産業大臣の許可を受けなければ、工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

3 通商産業大臣は、工業用水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときは、前項の許可をしな

ければならない。

(事業の許可の取消)

第十条 通商産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者が正当な理由がないのに第三条第二項の許可を受けた後三年以内にその事業を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者が前条第二項の許可を受けずに引き続き六月以上その事業の全部又は一部を休止したときは、第三条第二項の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をその工業用水道事業者に送付しなければならない。

第三章 施設

(施設基準)

第十一条 工業用水道事業者の工業用水道は、原水の質及び量、地理的条件等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号の要件を備えるものでなければならない。

一 取水施設は、必要量の原水を取り入れることができるものであること。

二 貯水施設は、渾水時においても必要量の原水を送るのに必要な貯水能力を有すること。

三 導水施設は、必要量の原水を送るためのポンプ、導水管その他の設備を有すること。

四 浄水施設は、原水の質及び量に応じ必要な浄化をするための

ちんでん池その他の設備を有すること。

五 送水施設は、必要量の水を送るためのポンプ、送水管その他の設備を有すること。

六 配水施設は、必要量の水を一定以上の圧力で連続して供給するための配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

2 工業用水道施設の位置及び配列は、その設置及び維持管理がでるだけ経済的であるように定めなければならない。

3 工業用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、漏水し、又は汚水が混入するおそれがないものでなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、工業用水道施設に關して必要な技術的基準は、通商産業省令で定める。

(工事設計の変更等)

第十二条 通商産業大臣は、第三条第一項又は第六条第一項の規定による届出に係る工業用水道施設の工事設計が前条に規定する施設基準に適合しないため工業用水道事業の適正かつ合理的な運営に支障を生じ、又は公共の安全を害するおそれがあると認めるときは、その届出に係る工事の開始前に限り、その工事設計を変更すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、第三条第一項又は第六条第一項の規定による届出に係る工業用水道施設の工事

設計が前条に規定する施設基準に適合していると認めるときは、遅滞なく、その旨をその届出をした者に通知しなければならない。

(給水開始前の届出)

第十三条 工業用水道事業者は、工業用水道施設の設置又は変更の工事(通商産業省令で定める軽微なものを除く)をした場合において、その工事に係る工業用水道施設を使用して給水を開始しようとするときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(施設の維持)

第十四条 工業用水道事業者は、工業用水道施設を第十一条に規定する施設基準に適合するように維持しなければならない。

2 通商産業大臣は、工業用水道施設が第十一条に規定する施設基準に適合しないため工業用水道事業の適正かつ合理的な運営に支障を生じ、又は公共の安全を害するおそれがあると認めるときは、工業用水道事業者に対し、工業用水道施設をその施設基準に適合するように改善すべきことを指示することができる。

(土地の立入)

第十五条 工業用水道事業者は、工業用水道施設の設置又は変更に關する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、

意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

4 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、都道府県知事の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に指示しなければならない。

5 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入つたときは、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

第四章 供給

(給水義務)

第十六条 工業用水道事業者は、正当な理由がなければ、何人に対しても、その給水区域における工業用水の供給を拒んではならない。ただし、給水の申込を受けた工業用水の量が次条に規定する供給規程で定める一給水先当りの給水量の最少限度に満たないときは、この限りでない。

2 工業用水道事業者は、その給水区域以外の地域において、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給してはならない。

(供給規程)

第十七条 地方公共団体たる工業用水道事業者は、一般の需要に応じ供給する工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定め、あらかじめ、通商産業大臣に届け

出なければならない。これを変更するときは、同様とする。

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、一般の需要に応じ供給する工業用水の料金その他の供給条件について供給規定を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

3 前二項の供給規程は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 工業用水道事業者及び使用者の責任に關する事項並びに導管、水量メーターその他の設備に關する費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(供給規程に關する命令及び処分)

第十八条 通商産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者の工業用水の料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、その工業用水道事業者に対し、相当の期限を定め、供給規程の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同

項の期限までに認可の申請がないときは、供給規程を変更することができる。

(水質の測定)

第十九条 工業用水道事業者は、政令で定めるところにより、その供給する工業用水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(国の援助)

第二十条 国は、豊富低廉な工業用水の供給を図るため、工業用水道事業者の工業用水道の布設につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第五章 雑則

(自家用工業用水道の届出)

第二十一条 工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道であつて政令で定めるもの(以下「自家用工業用水道」という。)を布設する者は、給水開始の後遅滞なく、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 給水先

三 給水能力

四 水源の種類及び取水地点

五 給水開始の年月日

六 通商産業省令で定める施設の概要

2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に変更があつたとき、又は給水を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(水調査)

第二十二條 通商産業大臣は、工業用水道の水源の開発に必要なる調査(河川法明治二十九年法律第七十一号)が適用される河川又は同法が準用される水流、水面若しくは河川に係るものを除く)に努めるものとする。

(報告の徴収)

第二十三條 通商産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、工業用水道事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用工業用水道を布設している者に対し、その工業用水道による給水に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十四條 通商産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、その職員に、工業用水道施設の所在の場所又は工業用水道事業者の事務所に立ち入り、工業用水道施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第二十五條 通商産業大臣は、第十条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第二十六條 この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

2 通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章 罰則

第二十七條 第三条第二項の規定に違反して工業用水道事業を営んだ者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の規定に違反して第四条第一項第三号又は第四号の事項を変更した者

二 第九条第二項の規定に違反して工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

三 第十六条第一項の規定に違反して工業用水の供給を拒んだ者

第二十九條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第二項の規定に違反して工業用水を供給した者

二 地方公共団体以外の工業用水道事業者であつて、第十七条第二項の認可を受けた供給規程(第十八條第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程)によらないで一般の需要に応じ工業用水を供給したものの

第三十條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七條、第八條第二項、第十三條又は第二十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九條の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

三 第二十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に工業用水道施設の設置の工事を行つており、又はこの法律の施行の日から五月を経過した日以前に工業用水道施設の設置の工事を開始する地方公共団体に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「その工業用水道施設の設置の工事の開始の日」の六十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内」とする。

3 この法律の施行の際現に工業用水道事業を営んでいる者は、第三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けたものとみなす。

4 前項の規定により第三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けたものとみなされた者(以下「既存工業用水道事業者」という。)は、この法律の施行の日から三月以内に、第四条第一項各号の事項を記載した届出書に事業の概況及び工業用水道施設の状況を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を添附して、通商産業大臣に提出しなければならない。

5 この法律の施行の際現に第四条

第一項第二号から第四号までの事項を変更するため工業用水道施設の変更の工事を行つており、又はこの法律の施行の日から五月を経過した日以前に第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更するため工業用水道施設の変更の工事を開始する地方公共団体たる工業用水道事業者に対する第六条第一項の規定の適用については、同項中「その変更に必要な工事用水道施設の設置の工事の開始の日」の四十日前まで(工事を要しないときは、その変更前)とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内」とする。

6 地方公共団体たる既存工業用水道事業者がこの法律の施行の際現に定めている供給規程(供給規程を定めていないときは、現に定めている供給契約の条件)は、第十七条第一項の規定による届出をした供給規程とみなす。

7 地方公共団体以外の既存工業用水道事業者がこの法律の施行の際現に定めている供給規程(供給規程を定めていないときは、現に定めている供給契約の条件)は、この法律の施行の日から六月間は、第十七條第二項の認可を受けた供給規程とみなす。

8 既存工業用水道事業者は、この法律の施行の日から一月以内に、前二項に規定する供給規程又は供給契約の条件を通商産業大臣に届け出なければならない。

9 この法律の施行の際現に自家用工業用水道を布設している者は、

この法律の施行の日から三月以内に、第二十一条第一項各号の事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

10 前項の規定による届出をした者は、第二十一条第二項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

11 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 地方公共団体以外の既存工業用水道事業者であつて、附則第四項の規定に違反して届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出したもの

二 地方公共団体以外の既存工業用水道事業者であつて、附則第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの

12 三 附則第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
(土地収用法の一部改正)

13 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第十八号中「水道用水供給事業」の下に「工業用水道事業法(昭和三十三年法律第 号)による工業用水道事業」を加える。
(道路法の一部改正)

第三十六条第一項中「水道法(昭和三十三年法律第七十七号)」の下に「工業用水道事業法(昭和三十三年法律第 号)」を加え、「又は水道用水供給事業」を「工業用水供給事業又は工業用水道事業」に改める。

理 由

工業用水の豊富低廉な供給を図ることに工業の健全な発達に寄与するため、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【報告書は会議録追録に掲載】

【小平久雄君登壇】

○小平久雄君 たいだいま議題となりまして、工業用水道事業法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

近年における工業の著しい発展に伴って、急激に増大した工業用水の需要を反映いたしまして、最近工業用水道事業は急速な拡大を見せつつあり、今後、主要工業地帯における用水の供給は、その大部分が工業用水道事業によって行われることになるものと考えられるのであります。この事態に対応いたしまして、工業用水の豊富低廉な供給をはかり、工業の発展に資するためには、従来の体制ではとうてい不十分でありますので、新たに法的措置を講じて、工業用水道を適正かつ合理的に布設、管理させるとともに、その布設を助成する必要がありますのであります。

以上が本法案の趣旨でありまして、次に内容の概略を申し上げます。

第一に、工業用水道事業の開始を、地方公共団体の営むものについては事前届出制、その他のものについては許可制をとることとし、法定の基準にのっとりた工業用水道の建設及び運営が行われるよう措置したのであります。

第二に、工業用水道事業者に供給規程設定の義務を課するとともに、その内容について一定の基準を示し、これによらしめることとし、地方公共団体についてはこれを届出制、その他のものについては認可制としたのであります。

第三に、工業用水道事業者に対し、給水の確保、施設の維持について所要の義務を課し、給水の安定性を確保することとしたのであります。

第四に、工業用水道の布設につき、国が資金の確保その他の援助に努めることとし、また、通商産業大臣の水源調査、土地立ち入り、土地収用、道路占用の特例等の措置を講ずることとしたのであります。

本案は、三月五日当委員会に付託され、翌六日小笠通商産業政務次官より提案理由の説明を聴取いたしました後、三月二十七日及び本日の委員会において質疑を行い、本日質疑を終局いたしました。引き続き採決を行いましたところ、全会一致をもって本案は可決すべきものと決した次第であります。

質疑の詳細につきましては会議録に譲ることとし、これにて御報告を終わります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十六分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
厚生大臣 堀木 謙三君
運輸大臣 中村三之丞君
郵政大臣 田中 角榮君
労働大臣 石田 博英君
国務大臣 河野 一郎君
国務大臣 郡 祐一君
出席政府委員
法制局長官 林 修三君
通商産業政務次官 小笠 公昭君

○明詔を省略した報告

(通知書受領)

一、昨三月三十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律
糸価安定特別会計法の一部を改正する法律
農業改良助長法の一部を改正する法律

農林漁業団体職員共済組合法
企業合理化促進法の一部を改正する法律
地すべり等防止法

議院法制局法等の一部を改正する法律

裁判官弾劾法の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法

道路法の一部を改正する法律

日本道路公団法の一部を改正する法律

国立学校設置法の一部を改正する法律

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

所得税法の一部を改正する法律

法人税法の一部を改正する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

酒税法の一部を改正する法律

道路整備特別会計法

一、昨三月三十一日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十三年度一般会計予算

昭和三十三年度特別会計予算

昭和三十三年度政府関係機関予算

(議決通知)

一、昨三月三十一日鈴木事務局長から一松裁判官弾劾裁判所裁判長及び河野参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次の通り補充選任し、且つ予備員の職務を行ふ順序は頭書の通り指定し、旨通知した。

昭和三十三年四月一日 衆議院會議録第二十四号 議長の報告

裁判官弾劾裁判所裁判員

高村 坂彦君 (山本正一君の補欠)

同

第一 山本 正一君 (高村坂彦君の補欠)

(常任委員兼任)

一、昨三月三十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

薄田 美朝君 田村 元君

中馬 辰猪君 中川 俊思君

永山 忠則君 船田 中君

阿部 五郎君 西ヶ久保重光君

稻村 隆一君 西村 力弥君

池田 清志君 小島 徹三君

細川 彌三君 原 健三郎君

宮澤 胤勇君 小平 忠君

佐々木良作君 柳田 秀一君

渡邊 惣蔵君 西ヶ久保重光君

法務委員 薄田 美朝君

小島 徹三君

外務委員 渡邊 惣蔵君

社会労働委員 小川 半次君

松村 謙三君 加藤常太郎君

辻原 弘市君 上林與市郎君

有馬 英治君 逢澤 寛君

大倉 三郎君

商工委員 有馬 英治君

佐々木良作君

加藤常太郎君 阿部 五郎君

運輸委員 原 健三郎君

多賀谷真穂君

中原 健次君 中川 俊思君

建設委員 建設委員 松村 謙三君

予算委員

宮澤 胤勇君 小平 忠君

柳田 秀一君 田村 元君

稲村 隆一君 西村 力弥君

議院運営委員 小牧 次生君

佐々木良作君

山本 幸一君 吉川 兼光君

(常任委員補欠選任)

一、昨三月三十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 小島 徹三君

宮澤 胤勇君

粟山 博君 原 健三郎君

細川 彌三君 池田 清志君

佐々木良作君 渡邊 惣蔵君

柳田 秀一君 小平 忠君

船田 中君 薄田 美朝君

永山 忠則君 中川 俊思君

田村 元君 西村 力弥君

阿部 五郎君 稻村 隆一君

西ヶ久保重光君

法務委員 薄田 美朝君

小島 徹三君

外務委員 渡邊 惣蔵君

社会労働委員 大倉 三郎君

有馬 英治君

逢澤 寛君 多賀谷真穂君

松村 謙三君

中川 俊思君 上林與市郎君

運輸委員 建設委員 松村 謙三君

逢澤 寛君

予算委員

田村 元君 西村 力弥君

稲村 隆一君 宮澤 胤勇君

柳田 秀一君 小平 忠君

議院運営委員 石村 英雄君

山口丈太郎君

渡邊 惣蔵君 川村 誠義君

(特別委員兼任)

一、昨三月三十一日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 藤枝 泉介君

(特別委員補欠選任)

一、昨三月三十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 三田村武夫君

(議案提出)

一、昨三月三十一日議員から提出した議案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案 (島上善五郎君外八名提出)

一、昨三月三十一日内閣から提出した議案は次の通りである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

一、昨三月三十一日参議院から受領した同院継続審査案は次の通りである。

入場税法の一部を改正する法律案 (議案付託)

一、昨三月三十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

入場税法の一部を改正する法律案 (第二十六回国会衆法第二〇号、参議院送付)

国家公務員共済組合法案 (内閣提出第一五一号)

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一五二号)

以上三件 大蔵委員会 付託

国際労働条約第八十七号批准に関する決議案 (浅沼稻次郎君外五名提出、決議第四号)

社会労働委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一五〇号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨三月三十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

職業訓練法案

(議案通知書受領)

一、昨三月三十一日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

議院法制局法等の一部を改正する法律案

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

一、昨三月三十一日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法案

企業合理化促進法の一部を改正する法律案

地すべり等防止法案

道路整備緊急措置法案

道路法の一部を改正する法律案

日本道路公団法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

道路整備特別会計法案

昭和三十三年度一般会計予算

昭和三十三年度特別会計予算

昭和三十三年度政府関係機関予算

(緊急質問提出)

一、今日提出した緊急質問は次の通りである。

最近の政府の労働対策に関する緊急質問 (山口丈太郎君提出)

衆議院會議録第二十二号中正誤

行 誤 正

一、八 おける審議

二、四 本院は 本案は

三、五 四案の 四案を

四、三 二場合 二場合

定価 一部 十五円

(但し長賞紙は二十円)

(郵送料共)

行所 東京市新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段(郵三)一五〇番機